

排水設備工事に係る取扱要綱

平成18年3月1日発行

加除（さしかえ）表

追録第3号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
総目次	1から2まで	1	1から2まで	1	追録加除整理一覧表の次へ
第1部	3から4まで	1	3から4まで	1	第1部表紙の次へ
	7から12まで	3	7から12まで	3	6の次へ
	13から24まで	6	13から24まで	6	7中見出しの次へ
第2部	28から29まで	1	28から29まで	1	27の次へ
	34から37まで	2	34から37まで	2	33の次へ
	42から49まで	4	42から49まで	4	41の次へ
	52から57まで	3	52から57まで	3	51の次へ
第3部	60から69まで	5	60から69まで	5	第3部表紙の次へ
	73	1	73	1	7中見出しの次へ
	75から76	1	75から76	1	9中見出しの次へ
	79-1から 79-2まで	1	79-1から 79-2まで	1	12中見出しの次へ
第4部	79-6から 79-11まで	3	79-6から 79-11まで	3	79-5の次へ
第5部	80から82まで	2	80から82まで	2	第5部表紙の次へ
	89から90まで	1	89から90まで	1	88の次へ
	—	1	97	1	96の次へ
参考資料	参考資料表紙から 66まで	36	なし		(削除)

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 柵	40
5. トラップ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 柵設置工	48
11. トラップ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の手続	66
4. 完成検査	68
5. 分流改造工事の取扱	70
6. 公共柵設置の取扱	72
7. 温泉排水設備工事の取扱	73
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	74
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	75
10. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	78
11. 靴洗い場排水の取扱	79
12. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	79-1

第4部 その他

目次	79-3
1. 排水設備設置義務免除許可事務の取扱	79-4
2. キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務の取扱	79-15

第5部 申請書等の様式と記入例

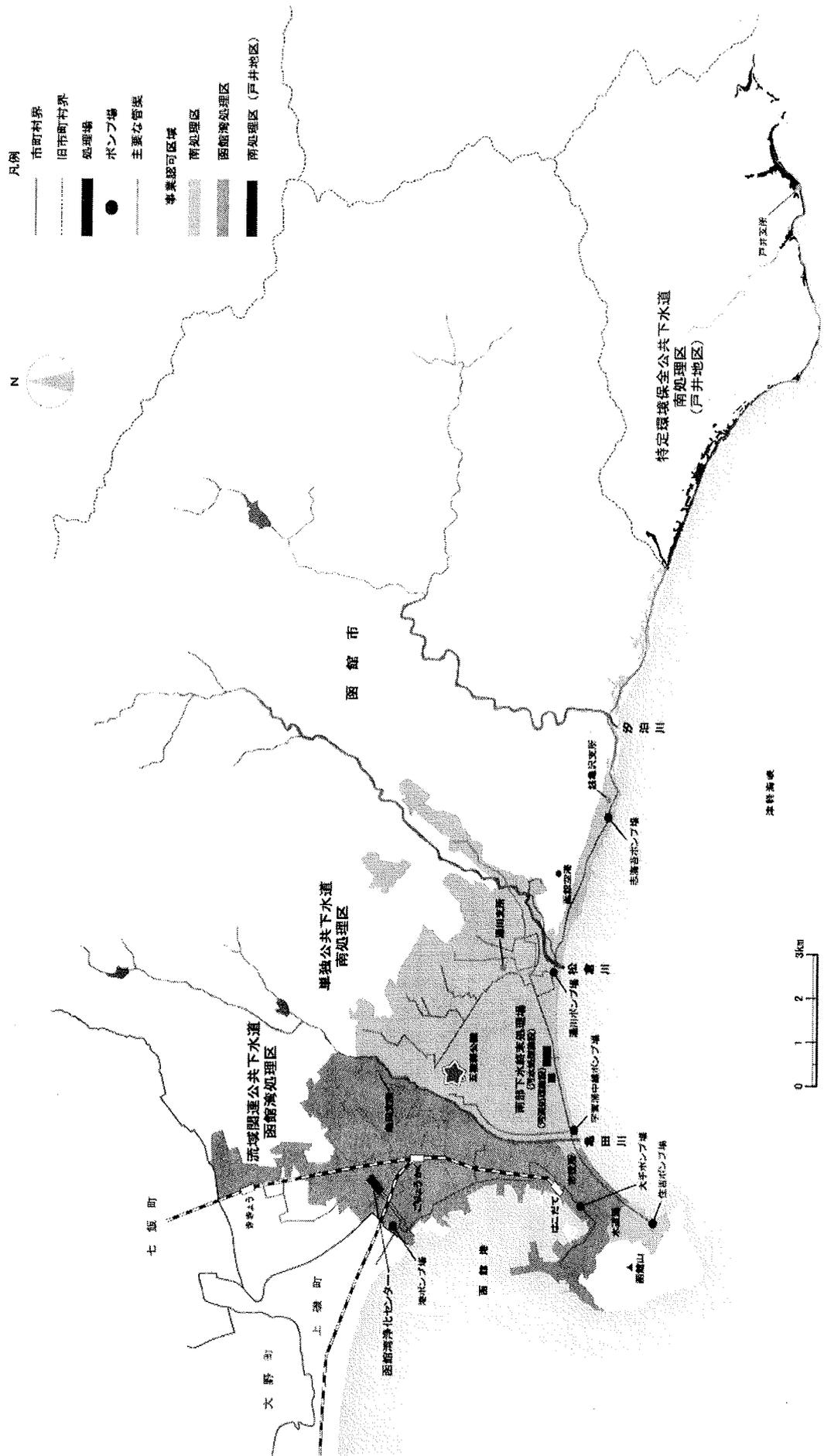
目次	80
別紙 1 排水設備計画確認申請書	81
別紙 2 排水設備工事材料表（自己資金工事）	82
別紙 3 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	83
別紙 4 排水設備工事図面	84
別紙 5 排水設備計画確認通知書	85
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	86
別紙 7 排水設備工事完成届書	87
別紙 8 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	88
別紙 9 排水設備工事検査表	89
別紙 10-1 工事写真（1）	90
別紙 10-2 工事写真（2）	91
別紙 11 委任状	92
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	93
別紙 13 貸付資金検査回付一覧表（給排水検査係控）（普及係控）	94
別紙 14 排水設備検査済書	95
別紙 15 取り止め届	96
別紙 16 閲覧申込書	97

第1部 排水設備工事に係る基本事項

1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
(1) 用語の定義	5
① 下水	5
② 公共下水道	5
③ 流域下水道	5
④ 排水設備	5
⑤ 除害施設	5
(2) 下水の排水に関する区域	6
① 排水区域	6
② 処理区域	6
③ 分流改造区域	6
(3) 排除方式	6
① 合流式	6
② 分流式	6
(4) 函館市下水道計画図	7
(5) 函館市公共下水道排除方式別区域図	8
3. 排水設備の設置	9
(1) 排水設備等の要件	9
(2) 排水設備の種類	9
(3) 排水設備の設置者	9
(4) 水洗便所への改造義務等	9
(5) 排水設備工事の区分	9
① 水洗工事	9
② 雑排水工事	9
③ 浄化槽切替工事	10
④ 分流改造工事	10
(6) 排水設備工事の種別	10
① 新設工事	10

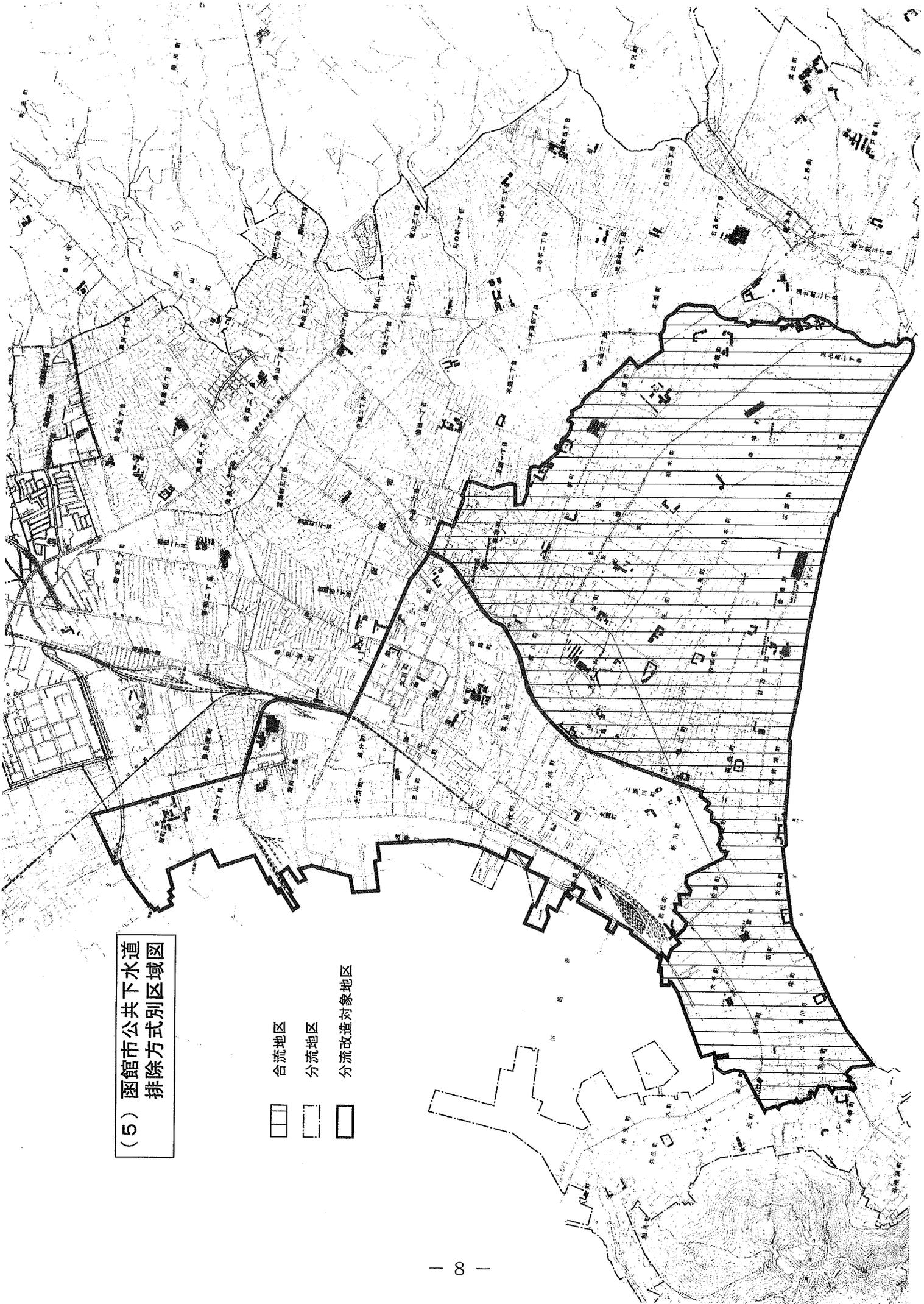
② 増設工事	1 0
③ 改築工事	1 0
④ 撤去工事	1 0
⑤ 修繕工事	1 0
4. 除害施設	1 0
(1) 設置の目的等	1 0
(2) 事前調査	1 1
(3) 水質および届出等	1 1
① 下水の水質基準	1 1
② 法令に係る届出書	1 1
③ 使用開始等の届出を要する下水の水質	1 1
④ 事業場の業種と廃棄物の種類	1 1
⑤ 水質汚濁防止法特定施設	1 1
⑥ ダイオキシン類対策法特定施設	1 1
5. 下水道の維持管理	1 1
(1) 公共下水道	1 1
(2) 排水設備	1 1
(3) その他の下水道	1 1
6. 申請等に係る手数料の取扱	1 2
7. 別表	1 3

(4) 函館市下水道計画図



(5) 函館市公共下水道
排除方式別区域図

-  合流地区
-  分流地区
-  分流改造対象地区

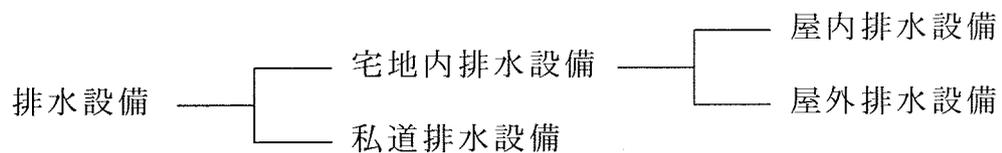


3. 排水設備の設置

(1) 排水設備等の要件

個人、事業場等が私費で設けるもので、排水を公共下水道に流入させるために設ける、建物または敷地内等の水受け容器、水洗便所およびタンク、雨水を受ける設備、排水管、枳、除害施設等の付帯設備は、排除すべき汚水または雨水を円滑かつ速やかに流下させ、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

(2) 排水設備の種類



(3) 排水設備の設置者

- ① 建築物の敷地である土地にあっては、当該建築物の所有者
- ② 建築物の敷地でない土地（③の土地は除く。）にあっては、当該土地の所有者
- ③ 道路その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあっては、当該公共施設を管理すべき者

(4) 水洗便所への改造義務等

処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、処理開始の日から3年以内に水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。

ただし、建築物が近く解体または移転の予定のもの、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等、相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

(5) 排水設備工事の区分

① 水洗工事

ア 建築物から排除されるすべての汚水を、公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 台所、洗面所、風呂等の污水排水管が既に公共下水道に接続されている建物で、便所を水洗化する工事

② 雑排水工事

ア 台所、洗面所、風呂等の污水（水洗便所を除く。）を公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 工場等の事業に起因し、もしくは付随する汚水を公共下水道に接続する工事

ウ 雨水（雪どけ水、湧水、地下水等の自然水）および雨水と同程度

以上に清浄な水を，公共下水道（雨水管）または側溝等（分流区域）もしくは公共下水道（合流区域）に排除する工事

エ 都市計画法第29条第1項に規定する開発行為の許可に該当しない小規模な宅地造成で設置される排水管を公共下水道に接続する工事

③ 浄化槽切替工事

ア 既存の建築物の浄化槽を廃止し，排水管，柵等を設置し，公共下水道（污水管）に接続する工事

イ 汚水と雨水が混在している既存の浄化槽を廃止する場合は，汚水を公共下水道（污水管）に，雨水は公共下水道（雨水管）または側溝等に接続する工事

④ 分流改造工事

敷地内の排水設備を分流式に改造するため，管理者が必要な部分を切り替える工事

（6）排水設備工事の種別

① 新設工事

ア 処理区域内の建物に新たに水洗便所，排水管，柵を設置し，公共污水柵に接続する工事

イ 処理区域内の建物に新たに排水管と柵（雑排水のみ）を設置し，公共污水柵に接続する工事

ウ 既設浄化槽を廃止し，公共污水柵に排水設備を接続する工事

② 増設工事

ア 分流改造地区の既存建物の便所を水洗化し，排水設備を公共污水柵に接続する工事

イ 排水設備のある既存建物に，更に排水設備を増やす工事

③ 改築工事

既に下水道使用料を納入している水洗化済み建物の建替え等に伴い，排水管や柵の一部を変更する工事

④ 撤去工事

建物の解体等により，不要になった既設排水設備を切り離し，公共污水柵への流入を防ぐ処理をする工事

⑤ 修繕工事

水受け容器や水洗便器等の取替や，排水管，柵を補修する工事

4. 除害施設

（1）設置の目的等

① 工場，事業場排水には様々な物質が含まれているため，そのまま下水道へ流した場合は，管渠を腐食したり，有毒ガスを発生させて管渠の維持管理に支障をきたし，さらに下水処理場の機能に悪影響を及ぼ

すため、障害を防止し下水道施設を正常に維持することを目的に水質の規制を行う。

- ② 水質規制を受ける工場，事業場で排水の水質が基準を超える場合は，基準以内までに処理する必要があるため，除害施設（污水处理施設）を設置する。

（2）事前調査

工場，事業場等からの排水の水質は，いかなる時でも排水基準に適合していなければならない。

また，除害施設の設置後，適合していなければ排水の停止等を命じることもある。

除害施設の計画にあたっては，次の項目について十分調査し適切なものを設置すること。

- ① 事業場等の規模および操業形態
- ② 排水の発生量および水質
- ③ 操業工程における排水量の削減および水質の改善
- ④ 除害施設で処理した水の再利用および有用物質の回収

（3）水質および届出等

- ① 下水の水質基準（別表1）
- ② 法令に係る届出書（別表2）
- ③ 使用開始等の届出を要する下水の水質（別表3）
- ④ 事業場の業種と廃棄物の種類（別表4）
- ⑤ 水質汚濁防止法特定施設（別表5 No1～No7）
- ⑥ ダイオキシン類対策法特定施設（別表6）

5. 下水道の維持管理

（1）公共下水道

公道または公道に準ずる私道に，市が設置した管渠，柵，ポンプ施設等の維持管理は，管理者が行う。

（2）排水設備

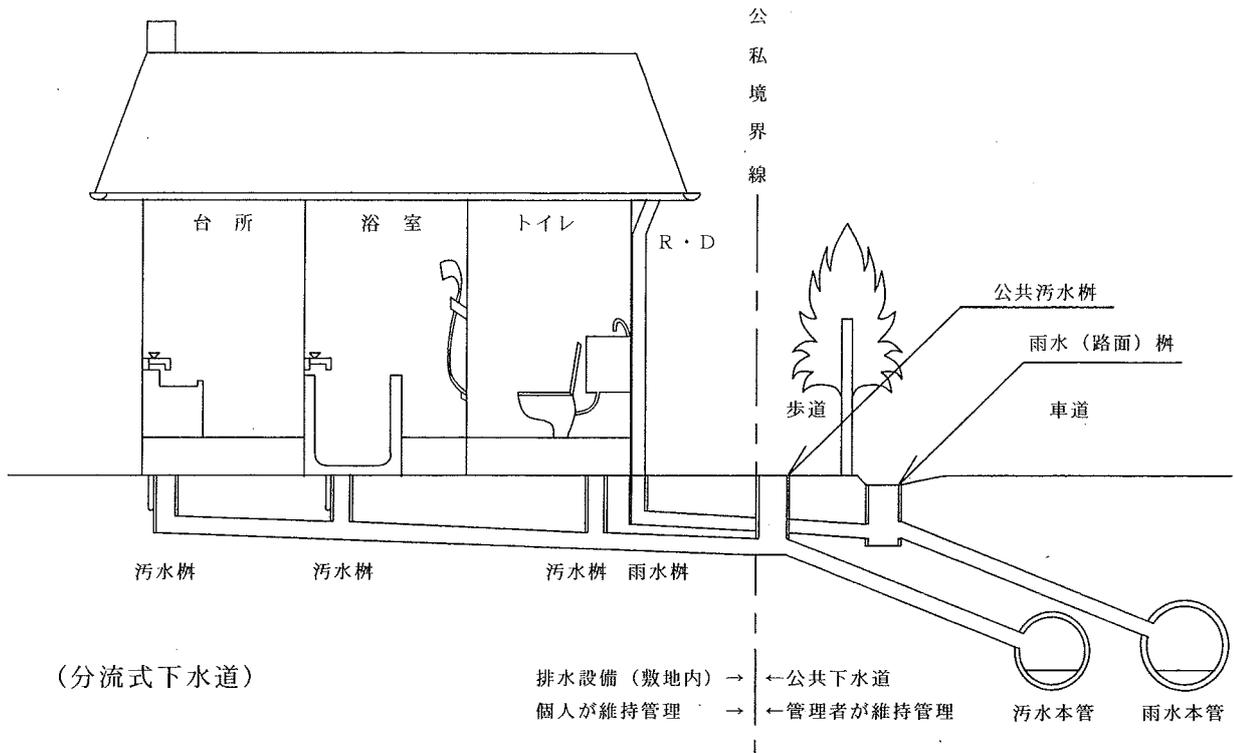
個人，事業場等が，私費で建物または敷地内等に設けた設備は，建物所有者等の負担で維持管理しなければならない。

ただし，建物所有者等が所在不明で管理上支障があり，管理者が必要と認める場合は，市がこれを負担し管理することがある。

（3）その他の下水道

あらゆる下水の排水施設を含む下水道の維持管理は，設置者または所有者の負担で維持管理を行うものとする。

一般住宅の場合



6. 申請等に係る手数料の取扱

処理区域として告示された区域内の建物所有者等は、下水道法の目的である公衆衛生の向上や公共用水域の保全と、公共下水道の利用の強制規定により、排水設備の設置義務や汲取便所の水洗化改造義務が課せられている。

また、管理者は公共下水道の管理のため、排水設備の設置に関し、排水設備工事の設計、施工については、函館市水道局指定排水設備工事業者（以下「指定業者」という。）が行うこと、排水設備の技術上の基準確保のため、完成検査を行うこと等を函館市下水道条例で定めている。

このことから排水設備の設置は、市民に義務付けられたものであり、かつ、公共下水道の維持管理のため、排水設備工事確認申請審査及び完成検査を行うものであるため、これに係る手数料は徴収しない。

別表 1

下水の水質基準

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数 5 を超え 9 未満	水素指数 5 を超え 9 未満
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	6 0 0 未満	6 0 0 未満
3	浮遊物質量 (SS)	6 0 0 未満	6 0 0 未満
4	カドミウム及びその化合物	0. 0 1 以下	0. 1 以下
5	シアン化合物	検出されないこと。	1 以下
6	有機リン化合物	検出されないこと。	1 以下
7	鉛及びその化合物	0. 1 以下	0. 1 以下
8	六価クロム化合物	0. 0 5 以下	0. 5 以下
9	砒素及びその化合物	0. 0 5 以下	0. 1 以下
1 0	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0. 0 0 0 5 以下	0. 0 0 5 以下
1 1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
1 2	ポリ塩化ビフェニル	0. 0 0 3 以下	0. 0 0 3 以下
1 3	トリクロロエチレン	0. 3 以下	0. 3 以下
1 4	テトラクロロエチレン	0. 1 以下	0. 1 以下
1 5	ジクロロメタン	0. 2 以下	0. 2 以下
1 6	四塩化炭素	0. 0 2 以下	0. 0 2 以下
1 7	1, 2-ジクロロエタン	0. 0 4 以下	0. 0 4 以下
1 8	1, 1-ジクロロエチレン	0. 2 以下	0. 2 以下
1 9	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 4 以下	0. 4 以下
2 0	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下
2 1	1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 0 6 以下	0. 0 6 以下
2 2	1, 3-ジクロロプロペン	0. 0 2 以下	0. 0 2 以下
2 3	チウラム	0. 0 6 以下	0. 0 6 以下
2 4	シマジン	0. 0 3 以下	0. 0 3 以下
2 5	チオベンカルブ	0. 2 以下	0. 2 以下
2 6	ベンゼン	0. 1 以下	0. 1 以下
2 7	セレン及びその化合物	0. 1 以下	0. 1 以下
2 8	ほう素及びその化合物	2 3 0 以下	2 3 0 以下
2 9	ふっ素及びその化合物	1 5 以下	1 5 以下
3 0	フェノール類	5 以下	5 以下
3 1	銅及びその化合物	3 以下	3 以下
3 2	亜鉛及びその化合物	5 以下	5 以下
3 3	鉄及びその化合物 (溶解性)	1 0 以下	1 0 以下
3 4	マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 0 以下	1 0 以下
3 5	クロム及びその化合物	2 以下	2 以下
3 6	ダイオキシン類	1 0 p g / l 以下	1 0 p g / l 以下
3 7	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	3 8 0 未満	3 8 0 未満
3 8	ノルマルヘキサン (1) 鉱油類含有量	5 以下	5 以下
	抽出物質含有量 (2) 動植物油脂類含有量	3 0 以下	3 0 以下
3 9	窒素含有量	2 4 0 未満	
4 0	燐含有量	3 2 未満	
4 1	温度	4 5 度未満	4 5 度未満
4 2	沃素消費量	2 2 0 未満	2 2 0 未満

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/l とする。
- 「検出されないこと。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

別表 2

法令に係る届出書

事業場	届出書の種類	法令	届出事由	届出義務者	届出期限	備考
特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項 (省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者(特定施設(水質汚濁防止法特定施設ならびにダイオキシン類対策法特定施設を含む。)の設置者を含む。)であって、当該要件に該当する者	使用開始(変更)前	
	2 公共下水道使用開始届	法第11条の2第2項 (省令第6条第2項)	特定施設の設置者であって、第1項(公共下水道使用開始(変更)届)に定める要件に該当しない者が公共下水道を使用しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする特定施設の設置者	使用開始前	
	3 特定施設設置届出書	法第12条の3第1項 (省令第8条第2項)	公共下水道を使用している者が、特定施設(水質汚濁防止法特定施設第6号の2に掲げる旅館業については、温泉を利用する入浴施設を設置する旅館業のみが対象となる。)を設置しようとするとき。	特定施設を設置しようとする者	届出期限の規定はないが、届出に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	4 特定施設使用届出書	法第12条の3第2項 (省令第9条第1項)	公共下水道を使用している者の工場または事業場に、現に設置(工事中の施設を含む。)している施設が、新たに特定施設に指定されたとき。	当該施設を設置(工事中を含む。)している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内	
	5 特定施設使用届出書	法第12条の3第3項 (省令第9条第1項)	特定事業場(特定施設を設置する工場または事業場をいう。)から公共用水域(河川、港湾、沿岸海域をいう。)へ下水を排除していた者が、終末処理場が設置されている公共下水道を使用することとなったとき。	当該特定施設を設置している者	公共下水道を使用することとなった日から30日以内	
	6 特定施設の構造等変更届出書	法第12条の4 (省令第10条第1項)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした特定施設について、構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の水量および水質ならびに用水および排水の系統を変更しようとするとき。	当該届出をした者	届出期限の規定はないが、届出に係る計画の実施は、原則として、当該届出が受理された日から60日経過後でなければならない。	1 受理書交付(省令第11条) 2 事前審査
	7 氏名変更等届出書	法第12条の7 (省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者の氏名もしくは住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名もしくは主たる事務所の所在地)に変更があったとき。	当該届出をした者	変更があった日から30日以内	
	8 特定施設使用廃止届出書	法第12条の7 (省令第12条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者が、特定施設の使用を廃止したとき。	当該届出をした者	使用を廃止した日から30日以内	
	9 承継届出書	法第12条の8第3項 (省令第13条)	特定施設設置届出または特定施設使用届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けまたは借り受けたときならびに当該届出をした者について相続又は合併があったとき。	当該譲り受け、または借り受けた者ならびに相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人	承継があった日から30日以内	
非 特 定 事 業 場	1 公共下水道使用開始(変更)届	法第11条の2第1項 (省令第6条第1項)	公共下水道を使用しようとする者の工場または事業場から排除する汚水の水量が「1日当たりの最大水量で50m ³ 以上」であるときまたは下水の水質が「使用開始等の届出を要する下水の水質(別表3参照)」に該当するとき、および届出をしたときの下水の水量または水質を変更しようとするとき。	公共下水道を使用しようとする者であって、当該要件に該当する者(特定施設の設置者を除く。)	使用開始(変更)前	
	2 除害施設設置計画届出書	条例第5条の3第3項 (函館市下水道条例施行規程第4条)	公共下水道を使用している者が、除害施設を設置しようとするとき。	除害施設を設置しようとする者	除害施設設置前	

【取扱三】

別表 3

使用開始等の届出を要する下水の水質

項	目	工場または事業場の基準値	
		函館湾処理区域	南処理区域
		函館湾浄化センター	函館市南下水終末処理場
1	水素イオン濃度 (pH)	水素指数 5.7 以下 8.7 以上	水素指数 5.7 以下 8.7 以上
2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	300 以上	300 以上
3	浮遊物質 (SS)	300 以上	300 以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01 を超えるもの	0.1 を超えるもの
5	シアン化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
6	有機燐化合物	検出されるもの。	1 を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
8	六価クロム化合物	0.05 を超えるもの	0.5 を超えるもの
9	砒素及びその化合物	0.05 を超えるもの	0.1 を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 を超えるもの	0.005 を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003 を超えるもの	0.003 を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.3 を超えるもの	0.3 を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
16	四塩化炭素	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
17	1, 2-ジクロロエタン	0.04 を超えるもの	0.04 を超えるもの
18	1, 1-ジクロロエチレン	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
19	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 を超えるもの	0.4 を超えるもの
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 を超えるもの	3 を超えるもの
21	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
22	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 を超えるもの	0.02 を超えるもの
23	チウラム	0.06 を超えるもの	0.06 を超えるもの
24	シマジン	0.03 を超えるもの	0.03 を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2 を超えるもの	0.2 を超えるもの
26	ベンゼン	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1 を超えるもの	0.1 を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230 を超えるもの	230 を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15 を超えるもの	15 を超えるもの
30	フェノール類	5 を超えるもの	5 を超えるもの
31	銅及びその化合物	3 を超えるもの	3 を超えるもの
32	亜鉛及びその化合物	5 を超えるもの	5 を超えるもの
33	鉄及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
34	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 を超えるもの	10 を超えるもの
35	クロム及びその化合物	2 を超えるもの	2 を超えるもの
36	ダイオキシン類	10 pg/l を超えるもの	10 pg/l を超えるもの
37	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125 以上	125 以上
38	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (1) 鉱油類含有量	5 を超えるもの	5 を超えるもの
	(2) 動植物油脂類含有量	30 を超えるもの	30 を超えるもの
39	窒素含有量	150 以上	
40	燐含有量	20 以上	
41	温度	40 度以上	40 度以上
42	沃素消費量	220 以上	220 以上

備考

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目については、mg/l とする。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。

別表 4

事業場の業種と廃棄物の種類

事業場の業種		廃棄物の種類
1	畜産農業又はサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳、肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓、廃調味液等
4	野菜、果実保存食料品製造業	野菜くず、廃調味液等
5	みそ、しょう油製造業	大豆殻、廃みそ、廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻、水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ、湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ、化学処理廃液等
10	めん類製造業	めんくず、湯煮廃液等
11	豆腐又は煮豆の製造業	大豆殻、豆乳廃液等
12	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	廃現像液、廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体、廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸又はアルカリによる表面処理施設	廃酸、廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃天ぷら油、野菜くず、魚介類の内臓、肉くず、廃調味料等
	共同調理場（学校給食施設）	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設 そば店等その他の飲食店	
20	洗たく業	繊維くず、クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液、定着液等
22	病院	血液、廃消毒用有機溶剤、現像液、定着液等
23	と畜業又は死亡獣畜取扱業	動物の血液、動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液、エンジンオイル、廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸、廃アルカリ、検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取り尿、汚泥、スカム等
28	特定事業場排水の処理施設	汚泥、スカム等

【取扱三】

水質汚濁防止法特定施設

号番号 〔水質汚濁防止法 施行令第1条 別表第1〕		施 設
1	第1号	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設
2	第1号の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
3	第2号	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
4	第3号	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
5	第4号	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
6	第5号	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
7	第6号	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
8	第7号	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
9	第8号	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
10	第9号	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
11	第10号	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
12	第11号	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設

【取扱】

13	第12号	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
14	第13号	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
15	第14号	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
16	第15号	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
17	第16号	めん類製造業の用に供する湯煮施設	
18	第17号	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	
19	第18号	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
20	第18号の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
21	第18号の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
22	第19号	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
23	第20号	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
24	第21号	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
25	第21号の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	
26	第21号の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	
27	第21号の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
28	第22号	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
29	第23号	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
30	第23号の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷板現像洗浄施設

31	第24号	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
32	第25号	水銀電解法によるか性ソーダまたはか性カリの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
33	第26号	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
34	第27号	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
35	第28号	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
36	第29号	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
37	第30号	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
38	第31号	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
39	第32号	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
40	第33号	合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設

41	第34号	合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
42	第35号	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
43	第36号	合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
44	第37号	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設および蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
45	第38号	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
46	第39号	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
47	第40号	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設	
48	第41号	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
49	第42号	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
50	第43号	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	
51	第44号	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
52	第45号	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設	
53	第46号	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設

54	第47号	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
55	第48号	火薬製造業の用に供する洗浄施設	
56	第49号	農業製造業の用に供する混合施設	
57	第50号	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	
58	第51号	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
59	第51号の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	
60	第51号の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設	
61	第52号	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
62	第53号	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
63	第54号	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
64	第55号	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
65	第56号	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	
66	第57号	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	
67	第58号	窯業原料（うわ業原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
68	第59号	碎石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
69	第60号	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	
70	第61号	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
71	第62号	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設

72	第63号	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
73	第63号の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	
74	第63号の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	
75	第64号	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
76	第64号の2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
77	第65号	酸又はアルカリによる表面処理施設	
78	第66号	電気めっき施設	
79	第66号の2	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
80	第66号の3	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
81	第66号の4	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
82	第66号の5	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
83	第66号の6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
84	第66号の7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	
85	第67号	洗たく業の用に供する洗浄施設	
86	第68号	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	
87	第68号の2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設

88	第69号	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	
89	第69号の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
90	第69号の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
91	第70号	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）	
92	第70号の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）	
93	第71号	自動式車両洗淨施設	
94	第71号の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの	イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
95	第71号の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設	
96	第71号の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
97	第71号の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものを除く。）	
98	第71号の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）	
99	第72号	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	
100	第73号	下水道終末処理施設	
101	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	

ダイオキシン類対策法特定施設

号番号 ダイオキシン類 対策特別措置法 施行令第1条 別表第2		施設
1	第1号	硫酸塩バルブ（クラフトバルブ）又は亜硫酸バルブ（サルファイトバルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	第2号	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	第3号	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	第4号	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	第5号	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
6	第6号	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
7	第7号	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
8	第8号	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
9	第9号	2, 3-ジクロロ-1, 4ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
10	第10号	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジンドロ〔3, 2-b:3', 2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
11	第11号	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
12	第12号	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
13	第13号	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
14	第14号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
15	第15号	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
16	第16号	第1号から第14号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第5号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

【取扱】

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共汚水枡の設置箇所その他排水設備工事に係る必要事項を管理者に確認をすること。
- ② 公共汚水枡がない場合や除害施設等の設置が必要な場合は、管理者と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水道管、汚水枡その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水道管および汚水枡の深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共汚水枡等につまりや破損等があった場合は、管理者と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮し、後日、布設替えが生じないように設置者と十分打合わせをすること。
- ④ 他人の土地および既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日、紛争の起きないように留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ管理者に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合わせをすること。
- ⑦ 道路占用および道路使用許可を必要とする場合は、事務手続きの期間が必要であることや、道路復旧費が設置者負担になるときは、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱を標準とし第3部の取扱に従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工および工事費積算の場合の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料である。従って統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものであることが要求される。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名，方位，めぼしい目標などを記入し，申請地を赤線で示す。

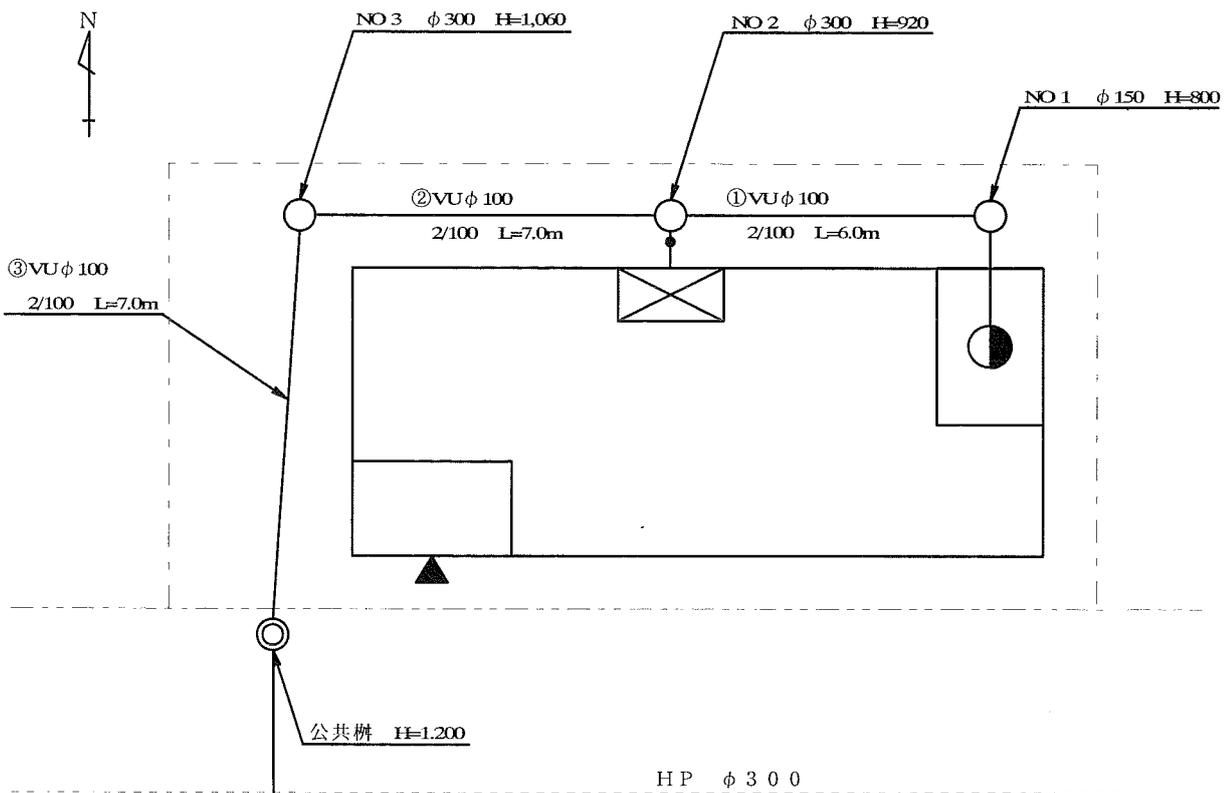
縮尺はおおむね1500分の1以上とする。

(2) 平面図

縮尺は100分の1を標準とするが，これによりがたい時は300分の1までの範囲とし，表-1の凡例に従って図-1の要領で，次の事項を表示する。

- ① 道路，建物（台所，浴室，洗たく場，便所，洗面所，玄関，その他必要な排水箇所，および既設の排水設備，給水栓の位置等）および公共汚水柵と本管の位置，管径，管種など。
- ② 隣地との境界，へい，庭（配管経路に関係ある庭木，池，築山等）路地，附属建物（物置，車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺，方位，排水管の材質，管径，延長，勾配，柵の大きさ，深さ，柵番号など。
- ④ 衛生器具，トラップの種類と位置など。

図-1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは，各階の平面図を必要とする。

表-4 陶管・鉄筋コンクリート管 (満管流時)

呼び径		100		150		200		250		300		350		
A (m)		0.007854		0.01767		0.03142		0.04909		0.07069		0.09621		
P (m)		0.3142		0.4712		0.6283		0.7854		0.9425		1.0996		
R (m)		0.0250		0.0375		0.0500		0.0625		0.0750		0.0875		
I (%)	V (m/s)	Q (m ³ /s)												
1.0	0.208	0.002	0.273	0.005	0.330	0.010	0.383	0.019	0.433	0.031	0.479	0.046	0.525	0.051
1.2	0.228	0.002	0.299	0.005	0.362	0.011	0.420	0.021	0.474	0.034	0.525	0.051	0.577	0.056
1.4	0.246	0.002	0.322	0.006	0.391	0.012	0.453	0.022	0.512	0.036	0.567	0.055	0.620	0.060
1.6	0.263	0.002	0.345	0.006	0.418	0.013	0.485	0.024	0.547	0.039	0.606	0.058	0.673	0.064
1.8	0.279	0.002	0.366	0.006	0.443	0.014	0.514	0.025	0.580	0.041	0.643	0.062	0.720	0.067
2.0	0.294	0.002	0.385	0.007	0.467	0.015	0.542	0.027	0.612	0.043	0.678	0.065	0.750	0.068
2.2	0.308	0.002	0.404	0.007	0.490	0.015	0.568	0.028	0.642	0.045	0.711	0.068	0.773	0.070
2.4	0.322	0.003	0.422	0.007	0.511	0.016	0.593	0.029	0.670	0.047	0.743	0.071	0.797	0.072
2.6	0.335	0.003	0.439	0.008	0.532	0.017	0.618	0.030	0.698	0.049	0.773	0.074	0.820	0.074
2.8	0.348	0.003	0.456	0.008	0.552	0.017	0.641	0.031	0.724	0.051	0.807	0.077	0.843	0.077
3.0	0.360	0.003	0.472	0.008	0.572	0.018	0.664	0.033	0.749	0.053	0.830	0.080	0.866	0.080
3.5	0.389	0.003	0.510	0.009	0.618	0.019	0.717	0.035	0.809	0.057	0.897	0.086	0.949	0.086
4.0	0.416	0.003	0.545	0.010	0.660	0.021	0.766	0.038	0.865	0.061	0.959	0.092	1.011	0.092
4.5	0.441	0.003	0.578	0.010	0.700	0.022	0.813	0.040	0.918	0.065	1.017	0.098	1.070	0.098
5.0	0.465	0.004	0.609	0.011	0.738	0.023	0.857	0.042	0.967	0.068	1.072	0.103	1.124	0.103
5.5	0.488	0.004	0.639	0.011	0.774	0.024	0.898	0.044	1.015	0.072	1.124	0.108	1.177	0.108
6.0	0.509	0.004	0.668	0.012	0.809	0.025	0.938	0.046	1.060	0.075	1.174	0.113	1.229	0.113
6.5	0.530	0.004	0.695	0.012	0.842	0.026	0.977	0.048	1.103	0.078	1.222	0.118	1.282	0.118
7.0	0.550	0.004	0.721	0.013	0.873	0.027	1.014	0.050	1.145	0.081	1.268	0.122	1.334	0.122
7.5	0.570	0.004	0.746	0.013	0.904	0.028	1.049	0.052	1.185	0.084	1.313	0.126	1.386	0.126
8.0	0.588	0.005	0.771	0.014	0.934	0.029	1.084	0.053	1.224	0.086	1.356	0.130	1.437	0.130
8.5	0.606	0.005	0.795	0.014	0.963	0.030	1.117	0.055	1.261	0.089	1.398	0.134	1.488	0.134
9.0	0.624	0.005	0.818	0.014	0.990	0.031	1.149	0.056	1.298	0.092	1.438	0.138	1.538	0.138
9.5	0.641	0.005	0.840	0.015	1.018	0.032	1.181	0.058	1.333	0.094	1.478	0.142	1.587	0.142
10.0	0.658	0.005	0.862	0.015	1.044	0.033	1.211	0.059	1.368	0.097	1.516	0.146	1.635	0.146
11.0	0.690	0.005	0.904	0.016	1.095	0.034	1.271	0.062	1.435	0.101	1.590	0.153	1.697	0.153
12.0	0.720	0.006	0.944	0.017	1.144	0.036	1.327	0.065	1.499	0.106	1.661	0.160	1.760	0.160
13.0	0.750	0.006	0.983	0.017	1.190	0.037	1.381	0.068	1.560	0.110	1.729	0.166	1.820	0.166
14.0	0.778	0.006	1.020	0.018	1.235	0.039	1.433	0.070	1.619	0.114	1.794	0.173	1.880	0.173
15.0	0.805	0.006	1.055	0.019	1.279	0.040	1.484	0.073	1.675	0.118	1.857	0.179	1.938	0.179
16.0	0.832	0.007	1.090	0.019	1.321	0.041	1.532	0.075	1.730	0.122	1.918	0.185	2.000	0.185
17.0	0.858	0.007	1.124	0.020	1.361	0.043	1.580	0.078	1.784	0.126	1.977	0.190	2.060	0.190
18.0	0.882	0.007	1.156	0.020	1.401	0.044	1.625	0.080	1.835	0.130	2.034	0.196	2.119	0.196
19.0	0.907	0.007	1.188	0.021	1.439	0.045	1.670	0.082	1.886	0.133	2.090	0.201	2.177	0.201
20.0	0.930	0.007	1.219	0.022	1.476	0.046	1.713	0.084	1.935	0.137	2.144	0.206	2.234	0.206
21.0	0.953	0.007	1.249	0.022	1.513	0.048	1.756	0.086	1.982	0.140	2.197	0.211	2.290	0.211
22.0	0.976	0.008	1.278	0.023	1.549	0.049	1.797	0.088	2.029	0.143	2.249	0.216	2.345	0.216
23.0	0.997	0.008	1.307	0.023	1.583	0.050	1.837	0.090	2.075	0.147	2.299	0.221	2.399	0.221
24.0	1.019	0.008	1.335	0.024	1.617	0.051	1.877	0.092	2.119	0.150	2.349	0.226	2.452	0.226
25.0	1.040	0.008	1.363	0.024	1.651	0.052	1.915	0.094	2.163	0.153	2.397	0.231	2.504	0.231
26.0	1.060	0.008	1.390	0.025	1.683	0.053	1.953	0.096	2.206	0.156	2.445	0.235	2.555	0.235
27.0	1.081	0.008	1.416	0.025	1.715	0.054	1.991	0.098	2.248	0.159	2.491	0.240	2.605	0.240
28.0	1.101	0.009	1.442	0.025	1.747	0.055	2.027	0.100	2.289	0.162	2.537	0.244	2.654	0.244
29.0	1.120	0.009	1.468	0.026	1.778	0.056	2.063	0.101	2.330	0.165	2.582	0.248	2.702	0.248
30.0	1.139	0.009	1.493	0.026	1.808	0.057	2.098	0.103	2.370	0.168	2.626	0.253	2.749	0.253
32.0	1.176	0.009	1.542	0.027	1.868	0.059	2.167	0.106	2.447	0.173	2.712	0.261	2.820	0.261
34.0	1.213	0.010	1.589	0.028	1.925	0.060	2.234	0.110	2.523	0.178	2.796	0.269	2.890	0.269
36.0	1.248	0.010	1.635	0.029	1.981	0.062	2.299	0.113	2.596	0.183	2.877	0.277	2.958	0.277
38.0	1.282	0.010	1.680	0.030	2.035	0.064	2.362	0.116	2.667	0.189	2.955	0.284	3.024	0.284
40.0	1.315	0.010	1.724	0.030	2.088	0.066	2.423	0.119	2.736	0.193	3.032	0.292	3.088	0.292
42.0	1.348	0.011	1.766	0.031	2.140	0.067	2.483	0.122	2.804	0.198	3.107	0.299	3.150	0.299
44.0	1.380	0.011	1.808	0.032	2.190	0.069	2.541	0.125	2.870	0.203	3.180	0.306	3.211	0.306
46.0	1.411	0.011	1.848	0.033	2.239	0.070	2.598	0.128	2.934	0.207	3.252	0.313	3.270	0.313
48.0	1.441	0.011	1.888	0.033	2.287	0.072	2.654	0.130	2.997	0.212	3.322	0.320	3.328	0.320
50.0	1.471	0.012	1.927	0.034	2.334	0.073	2.709	0.133	3.059	0.216	3.390	0.326	3.385	0.326
55.0	1.542	0.012	2.021	0.036	2.448	0.077	2.841	0.139	3.208	0.227	3.556	0.342	3.511	0.342
60.0	1.611	0.013	2.111	0.037	2.557	0.080	2.967	0.146	3.351	0.237	3.714	0.357	3.635	0.357
65.0	1.677	0.013	2.197	0.039	2.662	0.084	3.089	0.152	3.488	0.247	3.865	0.372	3.758	0.372
70.0	1.740	0.014	2.280	0.040	2.762	0.087	3.205	0.157	3.619	0.256	4.011	0.386	3.879	0.386
75.0	1.801	0.014	2.360	0.042	2.859	0.090	3.318	0.163	3.747	0.265	4.152	0.399	4.000	0.399
80.0	1.860	0.015	2.438	0.043	2.953	0.093	3.427	0.168	3.869	0.274	4.288	0.413	4.119	0.413
85.0	1.917	0.015	2.513	0.044	3.044	0.096	3.532	0.173	3.988	0.282	4.420	0.425	4.236	0.425
90.0	1.973	0.015	2.585	0.046	3.132	0.098	3.634	0.178	4.104	0.290	4.548	0.438	4.352	0.438
95.0	2.027	0.016	2.656	0.047	3.218	0.101	3.734	0.183	4.217	0.298	4.673	0.450	4.467	0.450
100.0	2.080	0.016	2.725	0.048	3.301	0.104	3.831	0.188	4.326	0.306	4.794	0.461	4.580	0.461
105.0	2.131	0.017	2.793	0.049	3.383	0.106	3.926	0.193	4.433	0.313	4.913	0.473	4.691	0.473
110.0	2.181	0.017	2.858	0.051	3.463	0.109	4.018	0.197	4.537	0.321	5.028	0.484	4.800	0.484
115.0	2.230	0.018	2.923	0.052	3.540	0.111	4.108	0.202	4.639	0.328	5.141	0.495	4.907	0.495
120.0	2.278	0.018	2.985	0.053	3.617	0.114	4.197	0.206	4.739	0.335	5.252	0.505	5.012	0.505
125.0	2.325	0.018	3.047	0.054	3.691	0.116	4.283	0.210	4.837	0.342	5.360	0.516	5.116	0.516
130.0	2.371	0.019	3.107	0.055	3.764	0.118	4.368	0.214	4.933	0.349	5.466	0.526	5.219	0.526
135.0	2.416	0.019	3.166	0.056	3.836	0.121	4.451	0.219	5.026	0.355	5.571	0.536	5.320	0.536
140.0	2.461	0.019	3.225	0.057	3.906	0.123	4.533	0.223	5.119	0.362	5.673	0.546	5.420	0.546
145.0	2.504	0.020	3.282	0.058	3.975	0.125	4.613	0.226	5.209	0.368	5.773	0.555	5.519	0.555
150.0	2.547	0.020	3.338	0.059	4.043	0.127	4.692	0.230	5.298	0.375	5.872	0.565	5.617	0.565

② 流速の範囲について

ア 下水中に含まれている土砂や汚水は、ある程度の流速以下になると沈澱をはじめ次第に排水管内に堆積して閉鎖をおこす原因となるので、原則として流速は0.6 m/S～1.5 m/Sの範囲に定める。

イ 勾配は、原則として2/100以上とする。

ただし、やむを得ない場合は1/100以上とすることができる。

ウ 勾配が取れない場合は、流速、流量等を考慮し、表-3、表-4を参考にし、事前に管理者と打合せを行うこと。

(2) 屋内排水管 (図-4 参照)

水を受ける容器等から屋外排水管までとし、使用目的別の配管とする。

① 使用目的による分類

ア 汚水：大便器汚物流し、ビデ、便器、消毒器などからの排水

イ 雑排水：洗面器、流し類、浴そうなど汚水以外の一般器具からの排水

ウ 雨水：屋根および敷地などからの雨水

エ 特殊排水：工場排液などのような有毒、有害なものを含んだ排水や放射能を含んだ排水

オ その他：上記以外のもの（地下排水等）

② 管径、勾配の決定について

排水管は、接続している衛生器具の使用に支障がないように排水を円滑かつ速やかに流下させるため、排水量に応じて適切な水深と流速が得られるような管径および勾配とする。

ア 排水管の最小管径は、30 mmとする。

イ 汚水管の最小管径は、75 mmとする。

ウ 地中または地階の床下に埋設される排水管の管径は、50 mm以上とする。

エ 排水管は、立て管、横管、いずれの場合でも排水の流下方向の管径を縮小してはならない。

オ 排水横枝管の管径は、これに接続する器具の付属トラップの最大口径のもの以上でなければならない。

カ 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管のうち、最大管径のもの以上でなければならない。また、立て管の上部を細く、下部を太くするような、いわゆる「たけのこ配管」にしない。

キ 器具トラップの口径は、表-5のとおりとし、器具排水管の口径は器具トラップの口径以上とする。

ク 排水横管の勾配は、表-6を標準とする。

図-4 排水管の種類

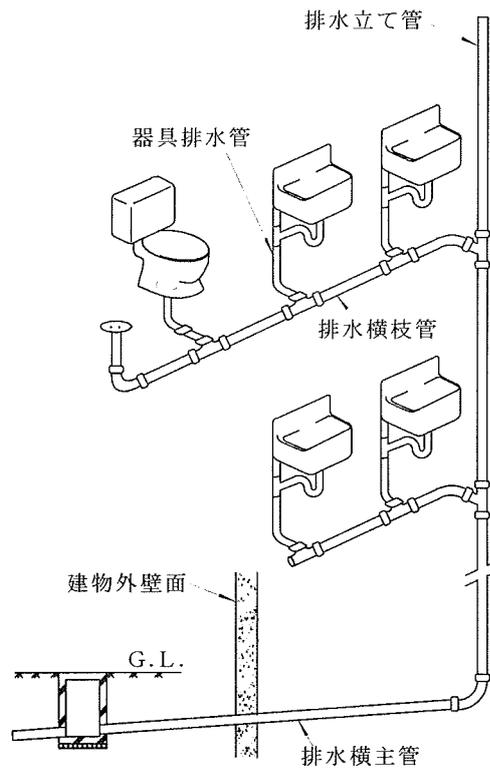


表-5 器具トラップの口径

器 具	トラップの最小口径 (mm)	器 具	トラップの最小口径 (mm)
大 便 器	75	浴 槽 (洋 風)	40
小 便 器 (小 形)	40	浴 槽 (和 風)	30
小 便 器 (大 形)	50	洗 手 器	40
洗面器 (小・中・大形)	30	理 流 器	65
手 洗 い 器	25	掃 除 器	40
手 術 用 手 洗 い 器	30	洗 濯 器	40
洗 髪 器	30	連 合 器	40
洗 飲 器	30	汚 物 器	75~100
浴 槽 (和 風)	30	実 験 器	40

注 *住宅用のもの

表-6 排水横管の管径と勾配

管 径 (mm)	勾 配
65以下	最小 1/50
75,100	最小 1/100
125	最小 1/150
150以上	最小 1/200

注 屋内排水設備適用

(3) 通気管

通気管は、サイホン作用及び背圧からトラップの封水を保護することと、排水管内の排水の流れを円滑にし、併せて排水管内に空気を流通させて排水系統内の換気を行うものである。

① 通気管の種類

通気の方法によって、次のように分類される

ア 各個通気管

1個の器具トラップを通過するために、トラップの下流から取り出し、その器具より上方で通気系統へ接続するか、または大気中に開口するように設けた通気管をいう。

イ ループ通気管

2個以上の器具トラップを保護するため最上流の器具排水管が、排水横枝管に接続した点のすぐ下流から立上げて、通気立て管、または伸頂通気管に接続するまでの通気管をいう。

ウ 逃し通気管

器具数が多い建物で、排水立て管までの距離が長い場合に、ループ通気管の効果をより高めるために、排水通気両系統間の空気の流通を円滑にするために設けた通気管をいう。

エ 湿り通気管

通気のためのほかに排水管として用いられる部分の通気管をいい、固形物や脂肪物を含まない比較的きれいな場合で、同じ排水管に結ばれる器具の同時使用率が低い場合に用いられる。

オ 共用通気管

背中合わせ、または並列に設置した衛生器具の交点に立ち上げ、その両器具のトラップ封水を保護する1本の通気管をいう。

カ 伸頂通気管

最上部の排水横枝管が排水立て管に接続した点より、さらに上方へその排水立て管を立ち上げ、これを通気管に使用する部分をいう。

キ 返し通気管

各個通気管をその器具のあふれ線より高い位置に一度立ち上げ、それから折返し立ち下げ、その器具排水管が他の排水管と合わさる直前の横走部へ接続するか、また床下を横走して通気立て管へ接続するものをいう。

ク 統合通気管

排水立て管内の圧力変化を防止または緩和するために排水立て管から分岐して立て上げ、通気立て管へ接続した逃がし通気管をいう。

上記のように、8種類に分類されるが、各個通気管、ループ通気管、伸頂通気管が主として用いられている排水および通気管各部の名称については、図-5参照のこと。

5. トラップ（防臭装置）

（1）トラップの要件

- ① 構造が簡単で排水管の材質と同程度のもので、器具に接続しやすいこと。
- ② 非吸水性、耐食性の材質で、流水内面が平滑であること。
- ③ トラップ自身の作用により、容易に内部が洗浄されること。
- ④ トラップの封水深は、50 mm以上100 mm以下とすること。
- ⑤ 検査掃除等が容易であること。

（2）トラップの種類（図-11）

① Pトラップ（1/2 Sトラップ）

Pトラップは、Sトラップとともに洗面器、大便器等に広く使用される型である。Pトラップは、これに通気管を設ければ封水が安定し理想的な型である。

② Sトラップ

Sトラップは、きわめて自己サイホン現象を起こしやすい型であり、使用の際は注意が必要である。

③ Uトラップ（ランニング・トラップ）

Uトラップは、排水管の流速を阻害し、汚物などの停留を招くおそれがあるので、設置場所に注意を要する。

④ ドラムトラップ（胴トラップ、Dトラップ）

ドラムトラップは、流し類の排水用に用いられ、封水破壊のおそれの少ない特徴がある阻脂用として、ホテル、レストラン等の調理場などに用いられる。

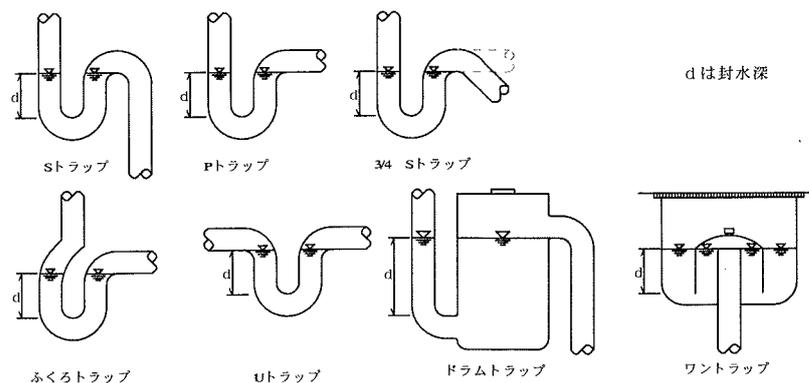
⑤ ワントラップ（ベルトトラップ、床排水トラップ）

ワントラップは、床排水、流しなどによく使用される型であるが上部のワン金物の可動部を取れば、トラップの価値を失う構造である。特に床の洗浄が少ない床トラップでは、水の補給を怠って封水を破られることがあり、使用する場合は注意を要する。

⑥ トラップ付柵

通気管が設置されていない場合は、すべて通気できる蓋を使用しなければならない。

図-11 トラップの例



(3) トラップの設置

トラップは、なるべく排水口に接近し、かつ管理上支障のない場所で、万一取替えあるいは修理の場合も容易な位置とし、できるだけ掃除口を設けること。

トラップは、器具各個ごとに（1器具1個）設けることを原則とするが、やむを得ず共用する場合は、器具数が3個以上とならぬよう、また排水管の長さが長くないような箇所設けること。特に、寒冷地においては、封水の凍結防止に留意すること。

6. 材料および器具

使用材料および器具は、排水設備が半永久的に使用されることを前提に次の事項に留意すること。

- (1) 長期間の使用に耐えるように強度が十分あって、かつ水質、水温による劣化等の変化のないものを選定する。
- (2) 清掃や補修等の維持管理が容易であること。
- (3) 設置する場所の環境（地中、水中、大気中等）に適応しているものを選択する。
- (4) 材料および器具は、経済性、安全性、品質の安全性、互換性等を考慮し、次の規格品のものを使用する。
 - ア JIS（日本工業規格）
 - イ JAS（日本農林規格）
 - ウ JWWA（日本水道協会規格）
 - エ JSWAS（日本下水道協会規格）
 - オ SHASE-S（空気調和・衛生工学会規格）
 - カ AS（塩化ビニル管、継手協会規格）
 - キ WSP（日本水道鋼管協会規格）
 - ク MDJ（排水鋼管継手工業会規格）
 - ケ JCDA（日本銅センター規格）

なお、規格のないものについては、形状、材質、強度等が目的に十分対応できることを確認すること。

7. 施工

(1) 法令の遵守等

- ① 工事の施工にあたっては、当該取扱要綱のほか下水道法、函館市下水道条例および同施行規程ならびに、関係法令を遵守し、適正な工事と事故防止に十分留意すること。
- ② 工事現場の安全管理（保安および建築物の補強）については、十分注意をすること。

- ③ 水洗便所の設置にあたっては、便所の使用できない時間があるため、設置者と打合せを行い工事工程を決めること。

(2) 地下埋設物等の措置

- ① 残管，土砂，じんかい等は，原則としてその日のうちに処分する。
また，建物，電柱，煙突，支柱，樹木，境界標などの構造物および上水道管，電気・電話ケーブル，ガス等の地下埋設物には十分注意し，必要があれば関係機関の立会いを求め，適切な措置を施し障害の起こらないようにすること。
- ② やむを得ない事情のため，前項の建築物または地下埋設物を一時撤去，変更を要する場合は，復旧，変更の方法および費用の負担区分等をあらかじめ関係者と協議すること。

8. 土工

(1) 掘削・基礎工

- ① 掘削は，必要に応じて相応の山囲，家屋防護，締切り等を施し，やり方に従って所定の深さまで掘り下げ，底面は不陸のないように施工すること。万一，掘り過ぎた場合は，良質土（砂利交り土，良質火山灰など）ランマー等で，つき固めながら所定の深さに仕上げなければならない。
- ② 掘削敷幅は，おおむね次に示す範囲以上とする。
- | | | |
|-----|------------------|-------|
| 排水管 | φ 75 mm～φ 150 mm | 40 cm |
| 柵類 | 躯体の外縁から | 20 cm |
- ③ 地盤が軟弱な場合は，砂，切込砂利等必要な基礎工事を施さなければならない。
- ④ 湧水のある場合は，適切な水替を行い，基礎地盤を乱さないようにすること。なお，地盤が軟弱化した場合には，③に準じ施工しなければならない。

(2) 埋戻し復旧工

- ① 埋戻しは，良質土砂を用い排水管等の目地ぎれを生じないように防護を施し，つき固めを行うこと。
- ② 残土は，設置者の希望を聞いて，速やかに処理すること。
- ③ 敷石ブロック，アスファルト舗装および砂利敷などが施されている箇所は原形に復旧し，特に境界標等については，関係者の立会いを求め，引き渡し後，苦情のないようにすること。

(3) 建設廃棄物

【取扱三】 工事に伴って生ずる廃棄物は，「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づいて適正に処理し，不法に投棄しないこと。

9. 管布設工

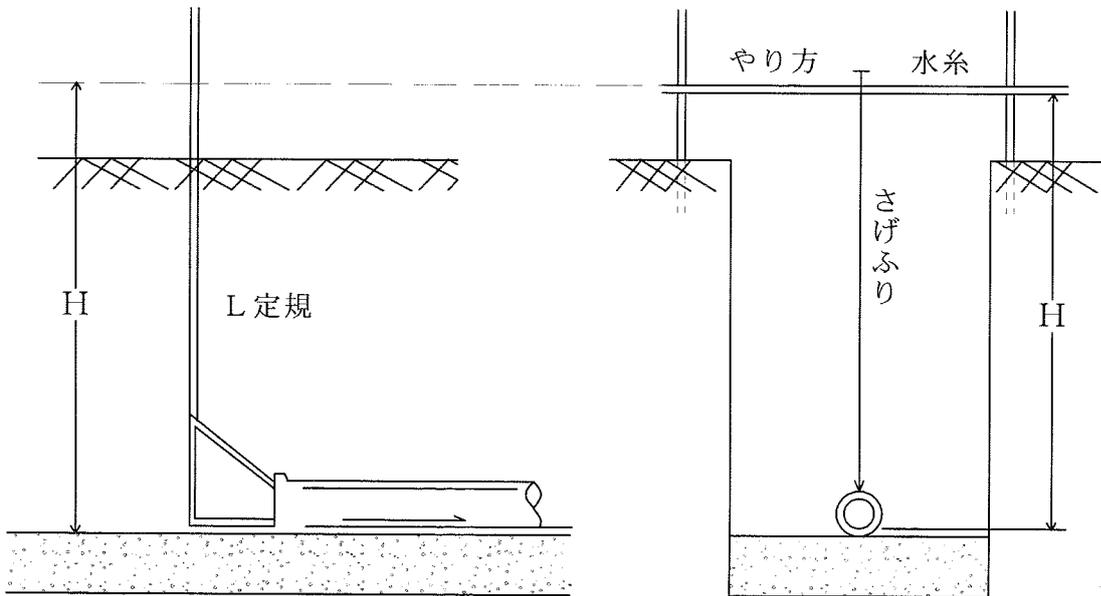
(1) やり方

排水管の布設は、必ずやり方(図-12)を設けて施工すること。

なお、管は、布設前1本毎に点検し、亀裂、ひづみ、ゆがみなどのないものを使用し、管内には、施工後土砂やモルタルなどの雑物が残らないように、その都度確認して布設すること。

また、管の布設にあたっては、下流側から上流側に向かって施工し、規定の管勾配に管底面を一致させること。

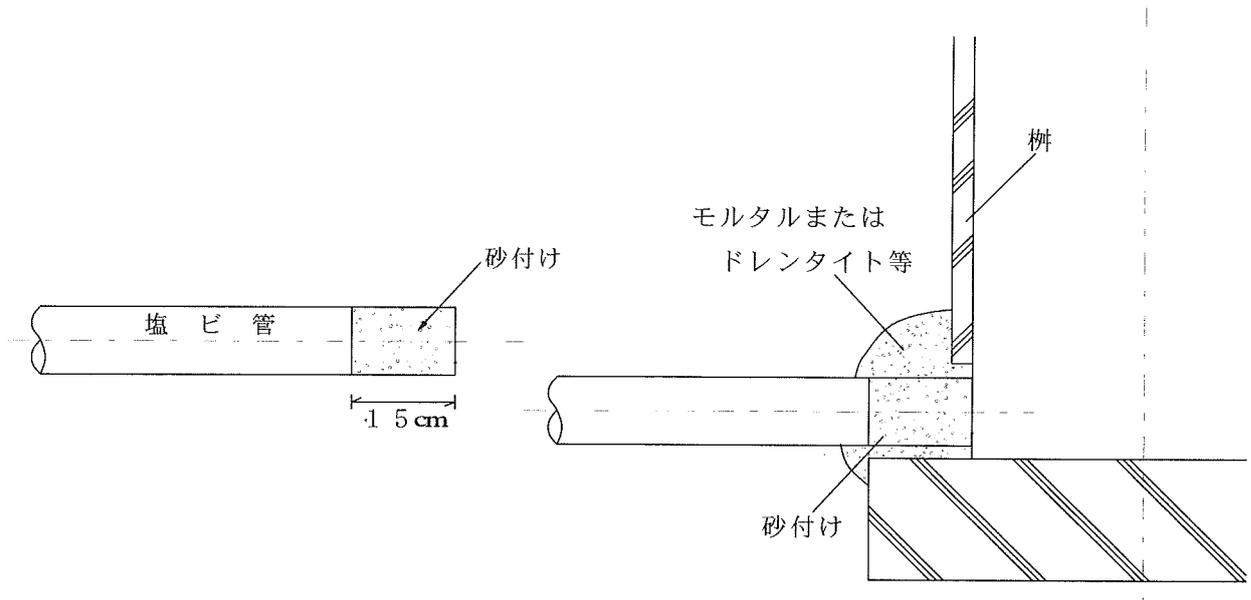
図-12 やり方図



(2) 硬質塩化ビニール管布設工

- ① 管の切断は、管軸に直角にけがき線を記入し、なるべく目の細かい鋸で切断し、やすり等ででばりを取り除き平らに仕上げること。
- ② 接着剤は、管径、季節、現場状況により速乾性、遅乾性の使い分けが必要である。
- ③ 砂付け加工に使用する接着剤は、速乾性とすること。
- ④ 接着剤は、ソケットおよび管の接着面の油分、水分、土砂などを乾いたウエスできれいに拭きとり、受口、差口両方に必要量をハケ等で均一に塗り付けること。
- ⑤ 接着剤塗布後は、素早く差口を受口に差し込み、そのまましばらく保持すること。なお、差し込みは、管をたたき込むようなことはしてはならない。
- ⑥ マンホール、柵などコンクリート部分と接合する場合(図-13)は、必ず管の表面に管端から15cmの範囲に砂付け加工を行い、十分乾燥させてから接続すること。

図－13 砂付け加工詳細図

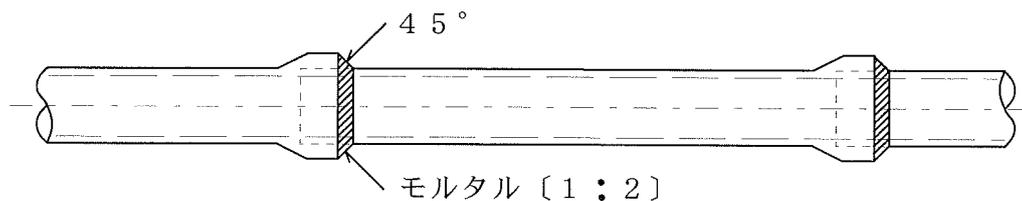


- ⑦ 差し込み後，受口端からはみ出した接着剤は完全に拭きとること。
- ⑧ 接合直後，管の上に乗るなどして接着部に無理な荷重を加えないこと。
- ⑨ 管の浮上及び破損事故などを防止するため，接合した管はその日のうちに埋め戻すこと。

(3) 遠心力鉄筋コンクリート管布設工

- ① 管を切断および穿孔する場合は，管に大きな衝撃を与えてはならない。また，管に亀裂を生じた場合は，その管を使用しないこと。
- ② 管の接合においては，硬めのモルタルで管のソケット，内面，下側にモルタルを敷き管底に合わせて，差し据付け，勾配，方向等を確認して目地を入念に施工すること。
- ③ 管の継手は，配合1：2の硬めのモルタルを使用すること。また，ソケット端部から45°程度の角度に余盛をすること。

図－14 管継手詳細図



(4) 排水管の土かぶり

排水管の土かぶりは、凍結深さを考慮し原則として30cm以上とする。

ただし、条件により防護その他の措置を行う。

凍結深さの算定の一例

$$Z = C\sqrt{F}$$

Z 凍結深さ (cm)

C 定数

F 凍結指数

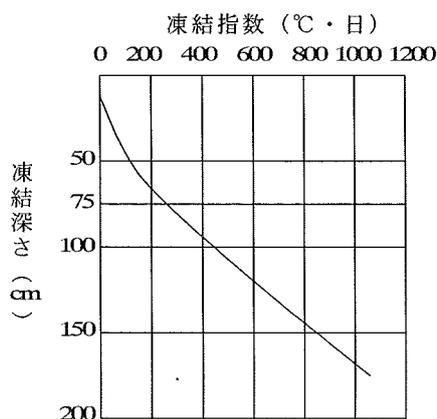
Cは土の熱的定数、含水比、乾燥密度、凍結前後の地表温度によって定まり、凍結指数にも影響される。

Fは気温と継続日数の積で表される値であり、この値は、過去10年間の最大凍結指数として道路土工指針（日本道路協会）などに掲げられているのでそれを参照する。

砂利や砂などのように、凍上を起こしにくい均一な粒状材料からなる地盤の凍結深さと凍結指数との例を表-10に示す。

凍結深さと土かぶりの例を表-11に示す。

表-10 凍結深さと凍結指数との関係の例



(道路土工指針)

注 曲線は凍上を起こしにくい粗粒材料の場合

表-11 凍結深さと最小土かぶり（北海道の例）

地区	凍結深さ (cm)	土かぶり (cm)
道央	60～80	30～80
道南	20～60	30～55
道北	50～90	40～70
道東	50～120	50～80

(5) 防護工

- ① 家屋基礎コンクリートやその他の構造物に排水管を貫通する場合は、管壁と構造物との間には多少の間隔を設け（防水その他密閉する必要のある場合を除く）パテ詰め等で凍上などの際に、管が移動可能な状態としておくこと。
- ② 地下埋設物（電気・電話ケーブル・上下水道管・ガス管等）と並行または交差する場合は、その地下埋設物の管理者と協議の上、適切な防護措置を施すこと。
- ③ 屋外の露出配管は、原則的に行ってはならない。やむを得ず露出配管とする場合は、適切な保温を施すこと。
- ④ 屋内配管で管を支持または固定する場合は、つり金物または防振ゴムを用いる等、地震その他の振動や衝撃を緩和するための措置を講ずること。

10. 柵設置工

(1) 基礎工

柵は、沈下のないよう土質に応じて、砂、砂利などで基礎を固めること。

(2) 穴あけ工

鉄筋コンクリート製柵を穿孔する場合は、タガネ、小ハンマーをもって小叩きし、大きな衝撃を与えないこと。

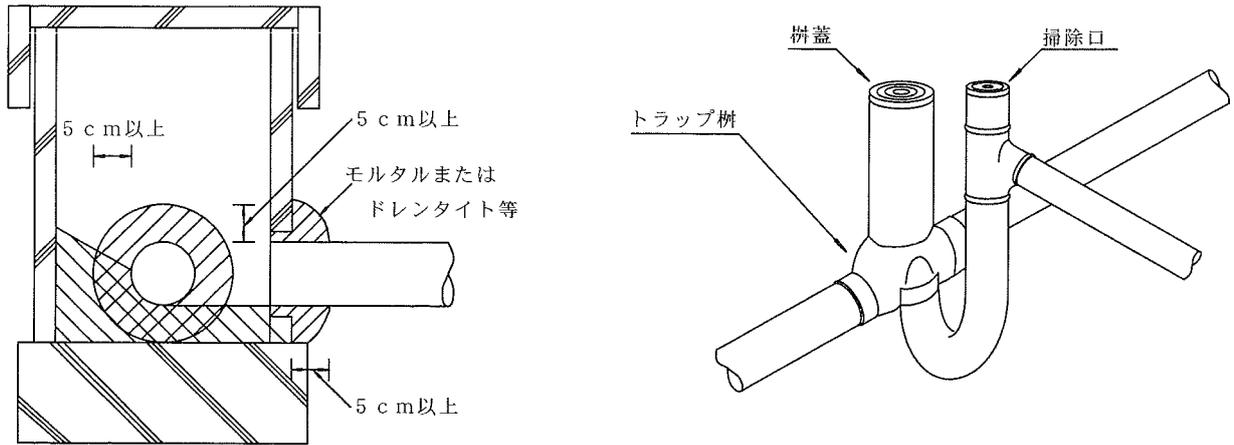
(3) 設置工

- ① 鉄筋コンクリート製柵は、傾きのないよう天端を地表面に合わせて据付け、躯体を底版に据付けるとき、また、重ね柵を行う場合は、その接触面にモルタル1 c m以上敷均し密着させること。
- ② 硬質塩化ビニール製柵は、インバート部分にあらかじめ勾配がついているので、柵天端を水平器で水平となるよう確認し、柵の立ち上がり部および管口部は、塩ビ管を規定の挿入長さまで塩ビ用接着剤を塗布し、素早く挿入接合すること。

(4) 管口仕上

鉄筋コンクリート製柵に集まる管口は、柵の内壁面で切りそろえてモルタルで充填し、外側の取付部分は5 c m程度の厚さで巻きこむこと。

図-15 柵据付詳細図



(5) 公共柵への接続

- ① 基本は管底接続とし、接続箇所には落差が生じる場合は、1 m手前から下げて管底接続とする。
- ② 障害物または掘削不可により中間接続する場合は、事前に管理者と協議をすること。
- ③ 工事途中で管底接続ができなくなる場合、指定業者は管理者に連絡し確認を受けること。
- ④ コンクリート柵、塩ビ柵の接続箇所については、漏水、陥没等が起こらないよう十分注意すること。

(6) 公共柵に管底接続できない場合

- ① コンクリート柵に中間接続する場合は、インバートに汚物が堆積しないように、柵の中に掃除口付の副管形態の配管をして、インバートに添って流出できる構造とする。
- ② 塩ビ柵に中間接続する場合は、コンクリート柵より汚物が堆積しない構造となっているため、支管により接続する。

図-16 公共柵φ400の場合の接続方法
(コンクリート柵)

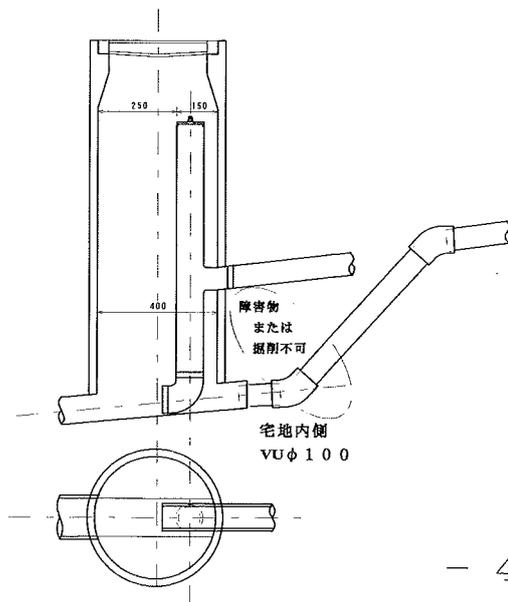
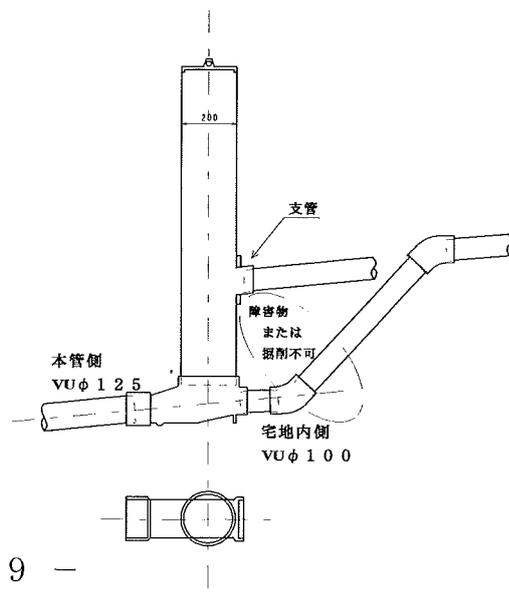


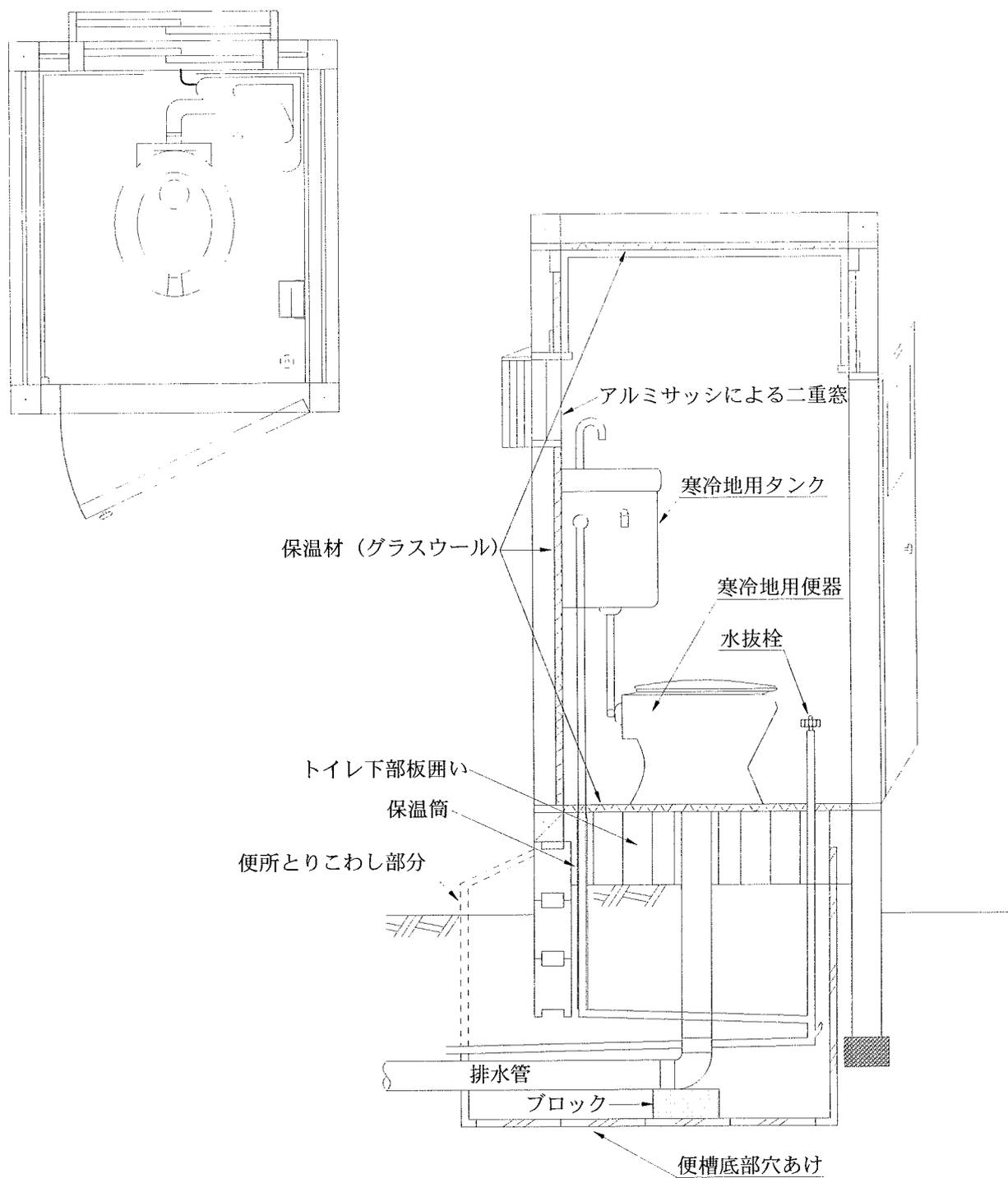
図-17 公共柵φ200の場合の接続方法
(塩ビ柵)



【取扱三】

図一 2 0 水洗便所改造標準図

寒冷地用腰掛便器（洋風便器）



1 3 . 付帯設備

(1) 油水分離装置

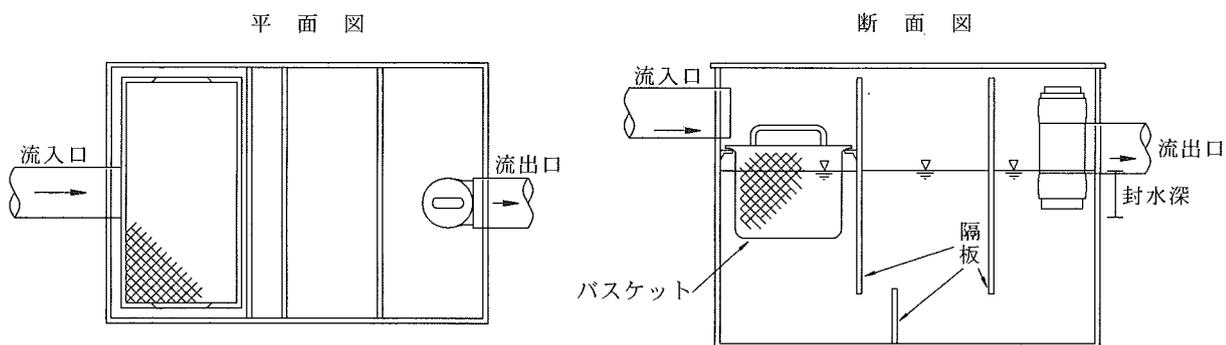
① グリース阻集器 (図-21 参照)

ア 営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却し、凝固させて除去し、排水管中に流入して管を詰まらせるのを防止する。器内には隔板をさまざまな位置に設けて、流入してくる汚水中の油脂の分離効果を高めている。

イ 構造は、汚水を一旦槽内に導入し、油と水の比重の差によって分離し、上槽に浮き上がった油脂類を取り除き、下槽の油脂類を含まない汚水のみを下水道に排出するよう工夫されている。

ウ この種のものは、グリーストラップともいう。

図-21 グリース阻集器の例



② オイル阻集器 (図-22 参照)

ア 給油場等次に示すガソリン、油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが排水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止する。オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず独立のものとする。

(ア) ガソリン供給所、給油場

(イ) ガソリンを貯蔵しているガレージ

(ウ) 可燃性溶剤、揮発性の液体を製造または使用する工場、事業場

(エ) その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

イ オイル阻集器は、サンド阻集器をかねる場合がある。

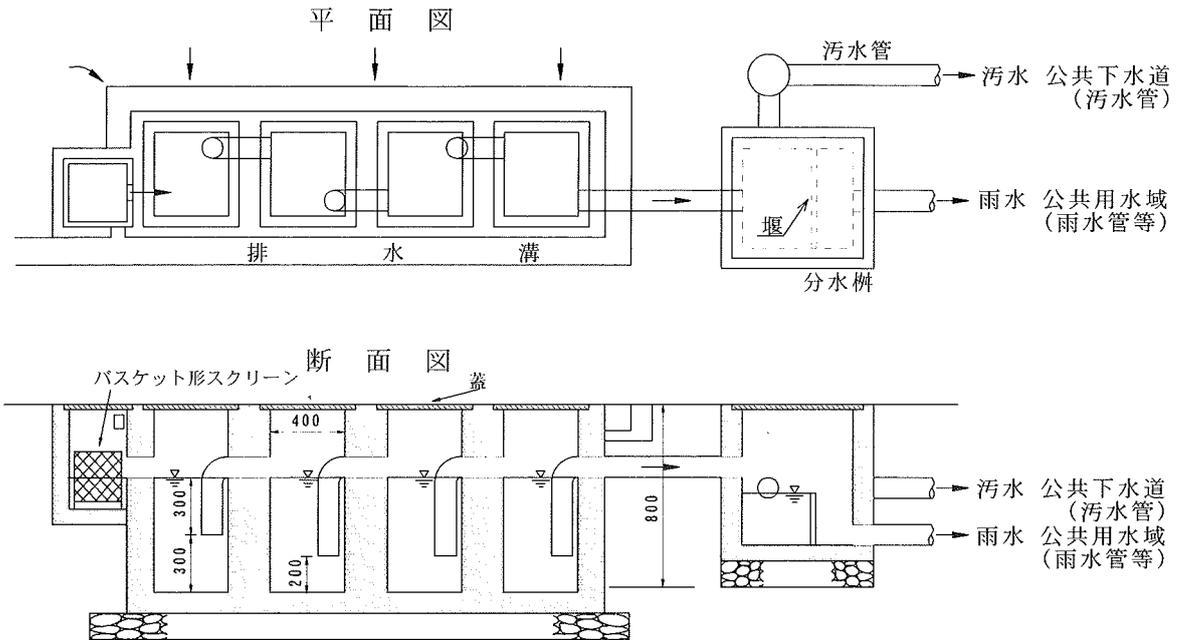
ウ 第1槽の封水深を300mmとしたのは、第1槽目は土砂がたまりやすいので泥だめ深さを大きくしたためである。

エ ガソリンスタンド等で、雨水が混入してオイル阻集器に流入する場合は、雨水を公共用水域に排除するため、分水柵を設置しなければならない。

ただし、分水柵を設置する区域は、分流式処理区域とする。

オ この種のものは、オイルトラップともいう。

図-22 オイル阻集器の例



(2) サンド阻集器

排水中に泥，砂などを多量に含むときは，サンド阻集器を設けて泥，砂を阻止する。底部の泥だめ深さは，150mm 以上とする。

(3) ヘア阻集器

理髪店，美容院の洗髪器に取り付けて，毛髪が排水中に流入するのを阻止する。また，プールや公衆浴場には，大型のヘア阻集器を設ける。

(4) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等からの汚水中に含まれている糸くず，布くず，ボタン等を有効に分離する。阻集器の中には，取り外し可能なバスケット形スクリーンを設ける。

(5) プラスタ阻集器

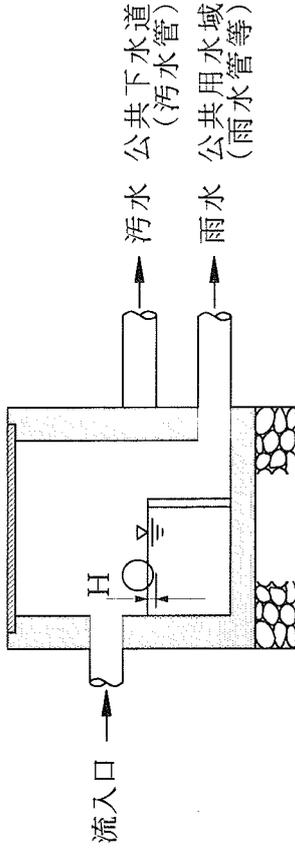
外科ギプス室や歯科技工室等からの汚水中に含まれるプラスタ，貴金属等の不溶性物質を分離する。プラスタは，排水管中に流入すると，管壁に付着凝固して容易に取れなくなる。

(6) 阻集器の維持管理

阻集器に蓄積したグリース，可燃性廃液などの浮遊物，土砂，その他沈澱物は，定期的（通常1週間に1回程度）に除去しなければならない。

阻集器から除去したごみ，汚泥，廃油等の処分は「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づいて適正に処分すること。

表-1 2 分水柵堰高流量表 (例)



φ 100 (VU) 近似内径 107mm

流量 $Q = A \times V$ n : 粗度係数 = 0.010

勾配 堰高(H) H mm	1%		1.5%		2%		径深(R) m	潤辺 m	面積 m ²			
	流量 m ³ /h	流量(Q) Q m ³ /sec	流速(V) V m/sec	流量 m ³ /h	流量(Q) Q m ³ /sec	流速(V) V m/sec				流量 m ³ /h	流量(Q) Q m ³ /sec	流速(V) V m/sec
	2	0.017	0.000005	0.120	0.021	0.000006				0.148	0.024	0.000007
5	0.120	0.000033	0.220	0.147	0.000041	0.269	0.170	0.000047	0.311	0.00326	0.04663	0.00015
8	0.327	0.000091	0.298	0.401	0.000111	0.365	0.463	0.000129	0.422	0.00515	0.05927	0.00030
10	0.524	0.000146	0.344	0.642	0.000178	0.421	0.741	0.000206	0.486	0.00637	0.06649	0.00042
15	1.224	0.000340	0.443	1.499	0.000416	0.543	1.730	0.000481	0.627	0.00934	0.08213	0.00077
20	2.210	0.000614	0.528	2.707	0.000752	0.647	3.125	0.000868	0.747	0.01214	0.09568	0.00116
25	3.467	0.000963	0.603	4.246	0.001179	0.738	4.903	0.001362	0.852	0.01480	0.10796	0.00160
30	4.971	0.001381	0.669	6.088	0.001691	0.819	7.030	0.001953	0.946	0.01729	0.11942	0.00206
35	6.696	0.001860	0.728	8.201	0.002278	0.891	9.470	0.002630	1.029	0.01962	0.13030	0.00256
40	8.612	0.002392	0.780	10.548	0.002930	0.955	12.180	0.003383	1.103	0.02179	0.14078	0.00307
45	10.687	0.002969	0.827	13.089	0.003636	1.013	15.114	0.004198	1.169	0.02378	0.15100	0.00359
50	12.885	0.003579	0.868	15.781	0.004384	1.064	18.223	0.005062	1.228	0.02559	0.16107	0.00412
53	14.248	0.003958	0.891	17.450	0.004847	1.091	20.149	0.005597	1.260	0.02659	0.16708	0.00444
満管	28.954	0.008043	0.894	35.461	0.009850	1.095	40.947	0.011374	1.265	0.02675	0.33615	0.00899

図-23 プラスタ阻集器の例

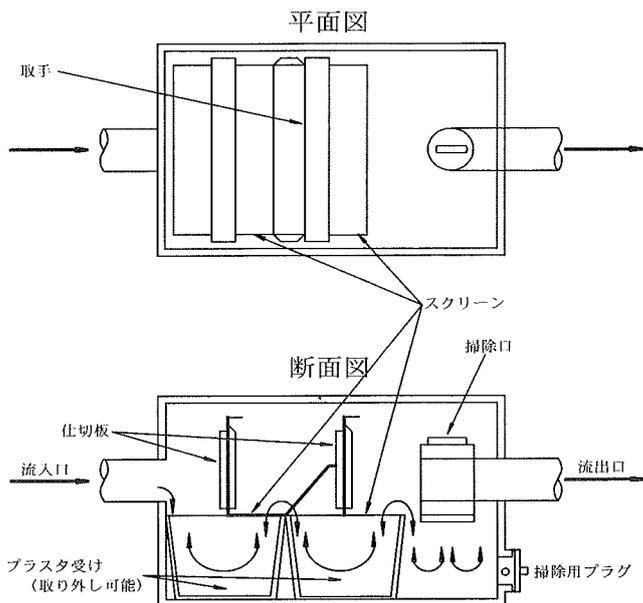


図-24 ランドリー阻集器の例

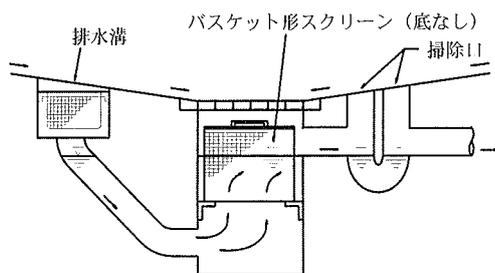


図-25 サンド阻集器の例

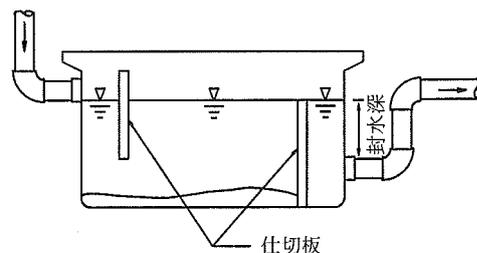
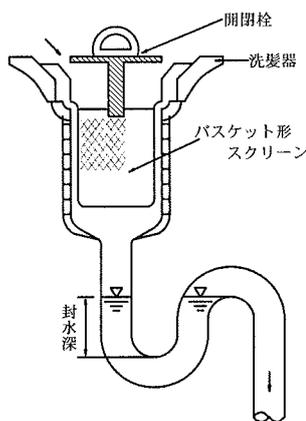


図-26 ヘア阻集器の例



(7) 排水槽

地階の排水または低位の排水が、自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置して排水を一時貯留し、排水ポンプでくみ上げて排出する。なお、この場合は、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

① 排水槽の種類

排水槽は流入する排水の種類によって次のように区分する。

ア 汚水槽

水洗便所のし尿等の汚水排水系統に設ける排水槽である。

イ 雑排水槽

ちゅう房その他の施設から排除されるし尿を含まない排水を貯留

するための排水槽である。

ウ 合併槽

汚水および雑排水を合わせて貯留するための排水槽である。

エ 湧水槽

地下階の浸透水を貯留するために設けられる排水槽である。

オ 排水調整槽

排水槽のうち、排水量の時間的調整を行うために設けられる槽である。

② 排水槽設置上の留意点

排水槽の設置にあたっては、次の点に留意する。

ア 排水槽は低位排水系統の排水を対象とし、自然流下が可能な一般の排水系統とは別系統で排水する。(図・28参照)

イ 排水槽はその規模等にもよるが汚水、雑排水、湧水はおのこの分離する。

ウ ポンプによる排水は、原則として自然流下の排水系統(屋外排水設備)に排出し、公共下水道の能力に応じた排水量となるよう十分注意する。

エ 通気管は、他の排水系統の通気管と接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は臭気等に対して衛生上、環境上十分考慮をする。

オ 通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とする。

カ 排水ポンプは、排水の性状に対応したものを使用し、異物による詰まりが生じないようにする。また、故障に備えて複数台を設置し、通常は交互に運転できるように排水量の急増時には同時運転が可能な設備とする。

キ 槽内部の保守点検用マンホール(内径60cm以上)を2箇所以上設ける。

ク ちゅう房より排水槽に流入する排水系統には、ちゅうかいを捕集する柵、グリース阻集器を設ける。

ケ 機械設備などからの油類の流入する排水系統には、オイル阻集器を設ける。

コ 排水ポンプの運転間隔は水位計とタイマーの併用により、1時間程度に設定すること。また、満水警報装置を設ける。

サ 排水槽の有効容量は、時間当たり最大排水量以下とし、槽の実深さは計画貯水深さの1.5~2.0倍程度が望ましい。

シ 十分に支持力のある床または地盤上に設置し、維持管理しやすい位置とする。

ス 内部は容易に清掃できる構造で、水密性、防食等を考慮した構造とする。

セ 底部に吸込みピットを設け、ピットに向かって1/15以上、1/

第3部 排水設備工事手続等の取扱

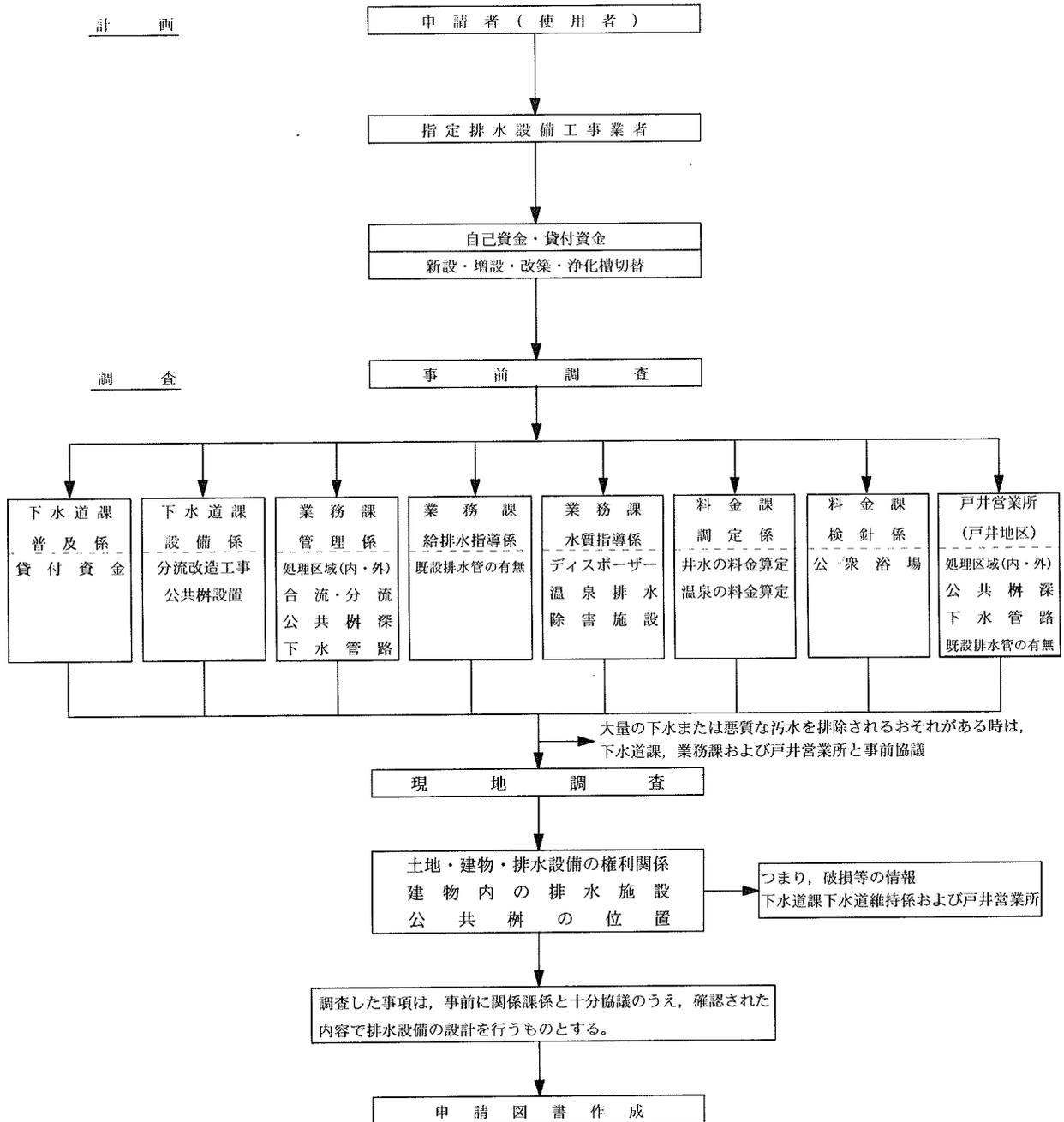
1. 手続業務のフロー	6 2
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	6 2
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	6 3
2. 排水設備工事の申請手続	6 4
(1) 排水設備工事の申請	6 4
(2) 申請に必要な図書	6 4
① 自己資金工事の場合	6 4
② 貸付資金工事の場合	6 4
(3) 申請書類の作成	6 4
① 排水設備計画確認申請書	6 4
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 4
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 5
④ 工事図面（平面図および立体図）	6 5
⑤ 排水設備計画確認通知書	6 5
⑥ 貸付申請書	6 5
⑦ 床下集合配管システムの申請手続	6 5
⑧ 貸ビル等の排水設備の申請	6 6
(4) 確認通知書の交付	6 6
(5) 工事の取り止めについて	6 6
3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
(1) 完成書類の提出	6 6
(2) 完成届提出に必要な図書	6 6
① 自己資金工事の場合	6 6
② 貸付資金工事の場合	6 6
(3) 完成書類の作成	6 7

① 排水設備工事完成届書	6 7
② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑧ 委任状	6 8
⑨ 借用書	6 8
⑩ 印鑑登録証明書（申請人，保証人）	6 8
4. 完成検査	6 8
(1) 現場完成検査	6 8
(2) 現場完成検査の主な項目	6 9
5. 分流改造工事の取扱	7 0
6. 公設柵設置の取扱	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱	7 3
8. 下水道処理区域外からの公共下水道施設の使用に関する取扱	7 4
9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱	7 5
1 0. 公共下水道施設の一時的な使用許可に関する取扱	7 8
1 1. 靴洗い場排水の取扱	7 9
1 2. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱	7 9 - 1

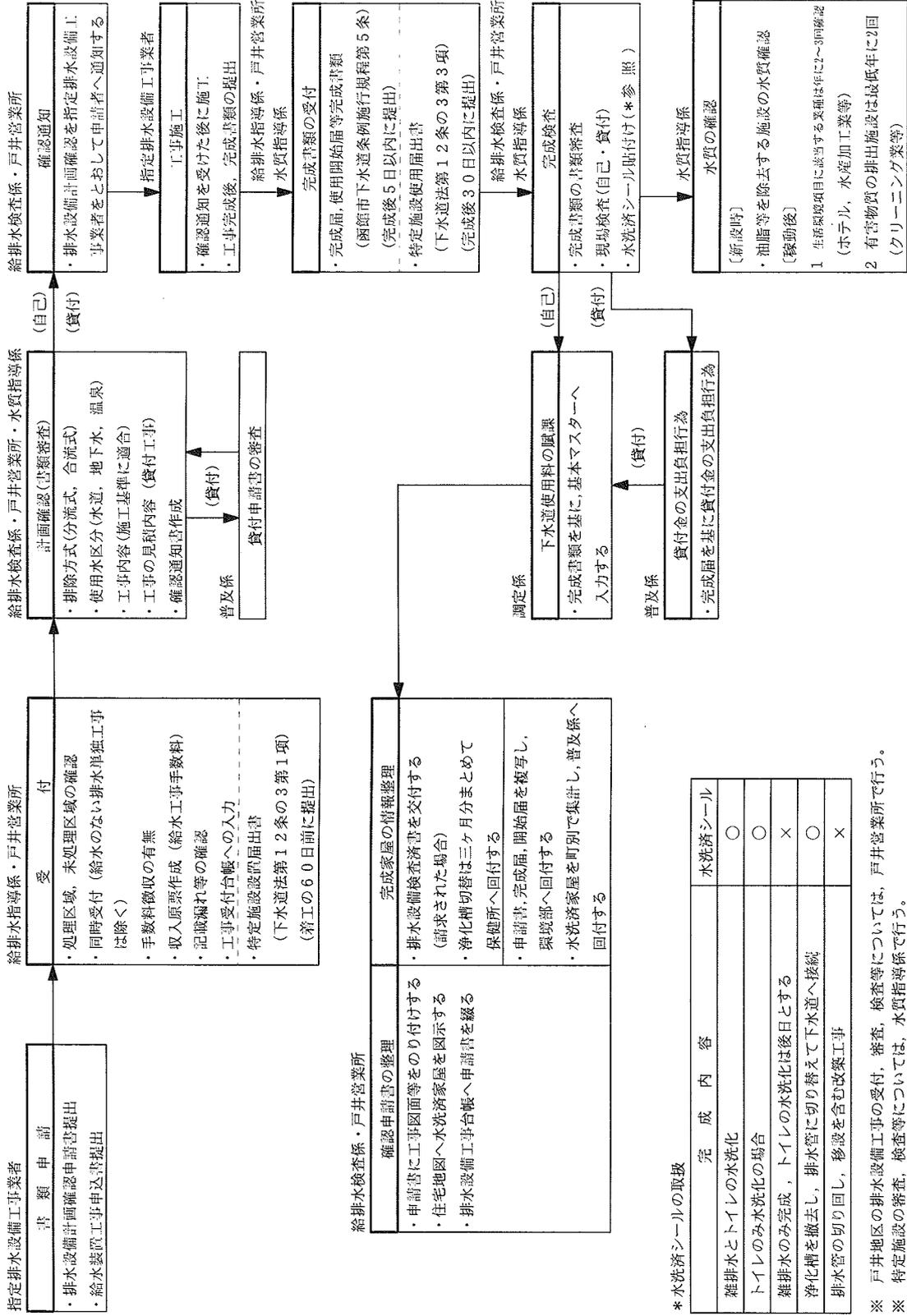
第 3 部

1. 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



2. 排水設備工事の申請手続

(1) 排水設備工事の申請

- ① 排水設備計画確認申請書は、工事着工前に提出しなければならない。
- ② 工事は、排水設備計画確認通知を受けた後に施工すること。
- ③ 排水設備計画確認申請書は、給水装置工事申込書と同時に提出すること。

(2) 申請に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | | |
|---|-----------------|--------|
| ア | 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ | 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| ウ | 工事図面(平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ | 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |

② 貸付資金工事の場合

- | | | |
|---|---------------------|--------|
| ア | 排水設備計画確認申請書 | (別紙 1) |
| イ | 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| ウ | 工事図面(平面図および立体図) | (別紙 4) |
| エ | 排水設備計画確認通知書 | (別紙 5) |
| オ | 貸付申請書 | (別紙 6) |
| カ | 市・道民税納税証明書(申請者・保証人) | (前年度分) |
| キ | 固定資産税納税証明書(申請者) | (前年度分) |
| ク | 所得証明書(申請者) | (前年度分) |

※ ただし、保証人が、申請者の配偶者または未婚の子の場合には、保証人の所得証明書も必要。

ケ 貸家、アパート、共有名義の場合、建物の所有を確認できる書面(固定資産税納税通知書、登記事項証明書、権利書または、賃貸借契約書の写し)

(3) 申請書類の作成

① 排水設備計画確認申請書

- ア 申請書の作成にあたっては、別紙1を参考にすること。
- イ 申請者の住所は、申請時に居住している住所で申請すること。
- ウ 水洗便所改造工事と雑排水工事(台所等)の両方の工事がある場合は両方に○を、雑排水工事だけの場合は、雑排水のみに○をつけること。
- エ 他人の所有する土地や建物、他人が設置した排水設備を使用する場合は、利害関係人の同意を得て記入し押印すること。
この欄に書ききれない場合は、別添で添付すること。

② 排水設備工事材料表(自己資金工事)

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
- イ 給水装置工事の手数料の対象となるもので、簡易な給水管の改造工事の場合は、排水設備工事材料表に数量を記入し、給水装置工事申込書を添付して提出することができる。
- ウ 管路延長の数量は小数点以下第1位までとし、材料の数量は工事図面か

- ら算出される数値と一致すること。
- エ 材料表には、指定業者、設計者の押印をすること。
- オ 使用する便器その他の材料は、J I Sまたは工業会等の規格品を使用すること。
- ③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）
- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にする。
- イ 便槽処理が計上されていること。
- ウ 丸型汚水枥および枥設置工は、枥深別になっていること。
- エ トイレ内の改修工事でグラスウールの内訳（壁、床、天井）が○で明示されていること。
- オ クッションフロアー、グラスウール、クロスは面積は整合性があること。
- カ 管路延長の数量は、小数点以下第1位までとし、材料の数量は、工事図面から算出される数値と一致すること。
- キ 設計書には、施工業者、設計者の押印をすること。
- ④ 工事図面（平面図および立体図）
- ア 図面の作成にあたっては、別紙4を参考にする。
- イ 配管は既存部分を含め屋内の配管を記入すること。
- ウ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
- エ 雨水排水がある場合は、「R.D.」、「雨どい」、「泥溜枥」等を表示すること。
- オ 新設、既設のものにかかわらず接続先を図示すること。（特に靴洗いやルーフトレーン、温泉排水等）
- カ ルーフドレーンの排水を、公共雨水枥に直接接続する場合を除き、宅地内の設置可能な場所に泥溜枥を設置すること。
- キ 枥間の勾配を記入すること。
- ⑤ 排水設備計画確認通知書
- ア 確認通知書の作成にあたっては、別紙5を参考にする。
- イ 年月日、受付番号は記入しないこと。
- ウ 宛名は、申請者名を記入すること。
- エ 浄化槽切替や、区域外流入の場合は、欄外にゴム印で明示すること。
- ⑥ 貸付申請書
- ア 申請書の作成にあたっては、別紙6を参考にする。
- イ 貸付申請書の下余白に、保証人と申請者との関係を記入すること。
- ウ 市・道民税納税証明書、固定資産税納税証明書、所得証明書を添付すること。
- エ 建物が貸家、アパート、共有名義の場合は、建物の所有を確認できる書面を添付すること。
- ⑦ 床下集合配管システムの申請手続
- 床下集合配管システムは、排水設備の設置および構造の技術上の基準に適合させなければならないため、事前に床下集合配管システムに係る施工マニュアルを提出し、確認をうけること。また、設置する場合は、次の事項に特に注意すること。

- ア 家屋内の管の勾配，水平曲げ角度。
- イ 集合配管部の開口部および保守点検に必要なスペース。
- ウ 露出配管に伴う凍結防止対策。

⑧ 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は，テナントごとに申請し，除害施設の必要なものもあるので，事前に協議すること。

(4) 確認通知書の交付

自己資金は，申請書の決裁終了後，申請者へ確認通知書を交付する。

貸付資金は，申請書の決裁終了後，下水道課普及係へ回付し，貸付審査が終了後，確認通知書を申請者に交付する。

(5) 工事の取り止めについて

排水設備工事を申請後に取り止める場合は，別紙 15 により「取り止め届」を給排水検査係または戸井営業所に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届出書等は，工事完成後 5 日以内に提出しなければならない。
- ② 排水設備工事完成届出書等を提出するときは，給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 立会検査の申請は，業務課または戸井営業所の「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。

(2) 完成届提出に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- ア 排水設備工事完成届書 (別紙 7)
- イ 公共下水道使用開始届書 (別紙 8)
- ウ 排水設備工事材料表 (別紙 2)
- エ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- オ 排水設備工事検査表 (別紙 9)
- カ 水洗便所改造工事写真 (別紙 10-1, 10-2)

② 貸付資金工事の場合

- ア 排水設備工事完成届書 (別紙 7)
- イ 公共下水道使用開始届書 (別紙 8)
- ウ 排水設備工事設計書 (別紙 3)
- エ 工事図面 (平面図および立体図) (別紙 4)
- オ 排水設備工事検査表 (別紙 9)
- カ 水洗便所改造工事写真 (別紙 10-1, 10-2)
- キ 委任状 (別紙 11)
- ク 借用書 (別紙 12)
- ケ 印鑑登録証明書 (申請者，保証人)

(3) 完成書類の作成

① 排水設備工事完成届書

- ア 完成届出書の作成にあたっては、別紙7を参考にすること。
- イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

② 公共下水道使用開始届書

- ア 開始届書の作成にあたっては、別紙8を参考にすること。
届の日付は、書類の提出日を記入すること。
- イ 使用開始年月日については、排水設備を公共柵に接続し、公共下水道を使用した日とする。
ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出ること。

③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。
- イ 材料の数量は、実際に使用した数量を記入すること。
- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。
- イ 工事完成后、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。
- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

⑤ 工事図面（平面図および立体図）

- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。
- イ 工事が変更になった箇所は、書き直し差替えすること。
- ウ ルーフドレーンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。
- エ 2階以上の建物は、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。
- オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。
- カ 柵径、柵深および柵間勾配を記入すること。
- キ 既設管を使用する場合は、既設管の柵深、柵間距離、勾配を記入すること。
- ク 施工業者、設計者の押印をすること。

⑥ 排水設備工事検査表

- ア 検査表の作成にあたっては、別紙9を参考にすること。
- イ 検査は、完成書類の提出日までに工事施工業者が行うこと。
- ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D.等）の排水先を確認すること。

⑦ 水洗便所改造工事写真

- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙10-1、10-2の用紙に貼り付けて提出すること。

イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、床下給水状況の写真を撮影し提出すること。

貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、床下給水状況写真と兼ねることができる。

⑧ 委任状

ア 委任状の作成にあたっては、別紙 1 1 を参考にする事。

イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付すること。

⑨ 借用書

ア 借用書の作成にあたっては、別紙 1 2 を参考にする事。

イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

ウ 連帯保証人は、下水道課普及係と協議すること。

エ 「月日」、「貸付金額」、「貸付番号」などは記入しないこと。

⑩ 印鑑登録証明書（申請人、保証人）

ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

イ 申請人と保証人の印鑑証明は、完成届書提出日の 3 ヶ月以内に発行されたものであること。

4. 完成検査

(1) 現場完成検査

① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の審査後、「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。

② 現場検査においては、指定業者の責任技術者の立会を原則として、建物所有者等の立会が必要な場合は、立会いを求めることがある。

③ 指定業者、建物所有者等の負担軽減と、検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。

④ 軽微な変更等により現場検査を不要と認める場合は、写真、図面等による検査とする。

⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙 1 4 の「排水設備検査済書」の交付に替え、水洗化シールを貼りつけるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。

⑥ 指定業者は、検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、管理者の指定する期間内に改善の工事をし、再検査を受けなければならない。

なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

(2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水柵の接続は、管底接続になっていること。
- ② 起点柵の管の土かぶりが30cm以上あること。
- ③ 柵間距離が管径の120倍以内(φ100なら12m)であること。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況を確認する。
- ⑤ 台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、柵の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていることを確認する。
- ⑦ 大便器等を操作し設置状況や規格の確認を行う。なお、貸付資金工事の場合は、クロスやクッションフロアーなどの改修工事も確認する。
- ⑧ トラップ柵が設置されている場合、通気口を設けるなど二重トラップにしないこと。
- ⑨ ルーフドレーンの排水については、柵の蓋を閉じた響き音などを利用して公共汚水柵に接続されていないことを確認する。
- ⑩ 完成検査後、指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼り付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼ること。
ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼ること。

7. 温泉排水設備工事の取扱

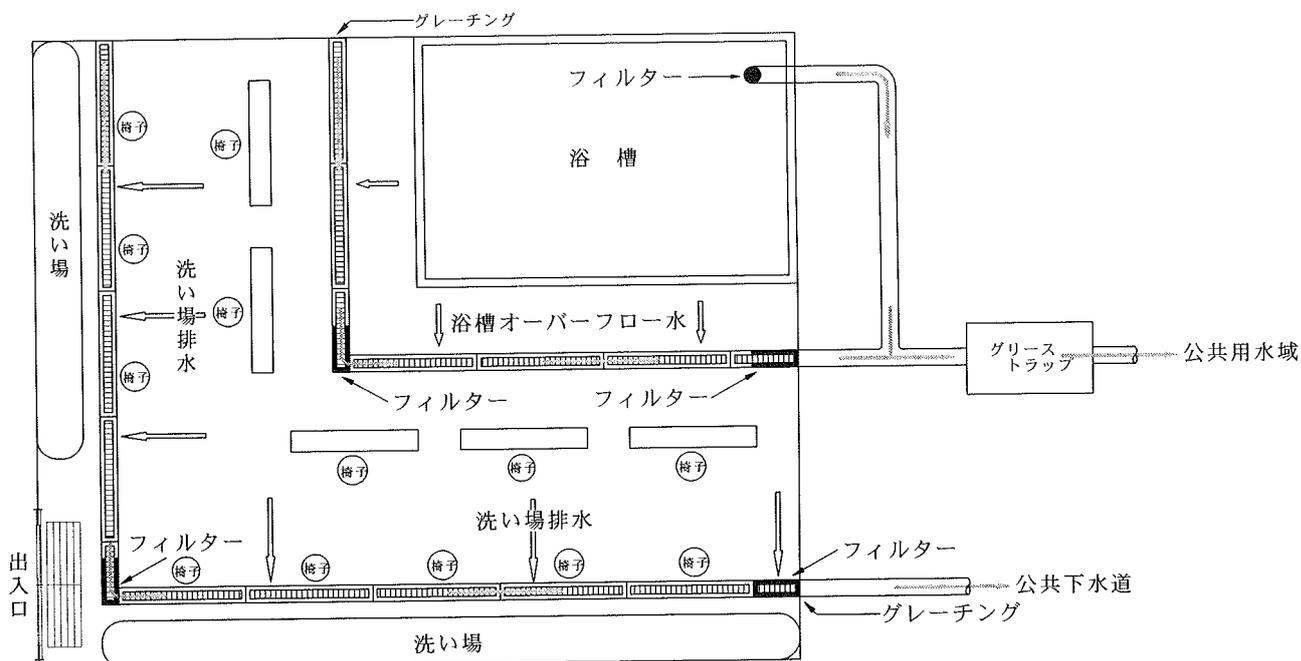
(1) 目的

高濃度硫酸イオン等に係る温泉水の排除を適正に行うことを目的とする。

(2) 排水設備の設置方法等

- ① 分流区域において温泉業を新規に開設し、または増設、改築する場合は、温泉の浴槽越水を雨水として公共下水道（雨水管）に接続し、石鹸水等の洗い場排水は汚水として公共下水道（污水管）に接続する排水設備を設置する。
- ② 合流区域の温泉排水は、原則として公共下水道（合流管）に排除するものとするが、海岸、河川に隣接する場合は、温泉の浴槽越水を雨水として公共用水域に排出することを認めるが、水質は終末処理場の放流水と同等以上とする。
- ③ 公共用水域に排出する場合は、グリーストラップ、フィルター等により、毛髪、油脂等を除去する施設を設置すること。
- ④ 温泉水は、排出量、硫酸イオン濃度等が温泉の泉質により違いがあるため、下水処理施設の流入水質、水量、処理能力、流出先等について事業部業務課水質指導係と事前に協議すること。

(3) 温泉浴場の排水設備設置図例



9. 管理者以外の者が行う公共下水道工事の取扱

(1) 目的

管理者以外の者が公共下水道に関する工事について、技術上の基準に適合させるため、必要な事項を定める。

(2) 対象範囲

管理者は、管理者以外の者が公共下水道に関する工事を行うにあたり、その内容が管理者の定める技術上の基準に適合している場合は、工事を承認することができる。また、工事完成後、排水施設は、管理者へ無償譲渡することとし、設計・施工にあたっては、管理者と十分協議すること。

(3) 公共下水道私費工事（変更）承認申請について

管理者以外の者が公共下水道工事を私費で行う場合は、公共下水道私費工事（変更）承認申請により行うこと。

① 申請書類

- ア 公共下水道私費工事（変更）承認申請書
- イ 附近見取図
- ウ 平面図
- エ 縦断図
- オ 路面復旧図
- カ 詳細図

② 申請手続

- ア 申請者は、公共下水道私費工事承認申請書を管理者へ提出する。
- イ 管理者は、申請書の内容を審査し、私費工事承認書を申請者に交付する。
- ウ 工事を着手しようとする時は、着手届および道路占用許可書の写しを速やかに管理者へ提出する。
- エ 工事完了後、完了届および工事の記録写真を速やかに管理者へ提出する。
- オ 検査完了後、施設受渡書を提出し、施設の無償譲渡および引渡しの手続きをする。
- カ 管理者は、施設受渡書を申請者に交付する。

③ 工事に係わる条件

- ア 工事は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』によるほか、管理者の技術指導を受けて施工すること。
- イ 工事の着手に先立って周辺に近接する家屋や物件等に対する影響を考慮し予防および回避する最善の措置を講ずること。
- ウ 工事の施工にあたり、その内容に変更が生じたときには、速やかに管理者と協議すること。
- エ 工事で設置された排水施設の管理については施設の所有権が管理者に移転し、その引渡しが完了するまでは、申請者の責任で行うこと。
- オ その他、管理者の指示がある場合には、これに従うこと。

(5) 完成検査

管理者が完成図書をもとに現地において完成検査を行う。

また、管理者が検査に施工者を立会わせる必要があると認めるときは、立会うこと。

なお、完成検査の結果、工事が不完全であるとされた場合は、管理者の指定する期間内に改修の工事をし、再度管理者の検査を受けること。

(6) 道路占用許可申請

① 申請時期と提出手続き

ア 道路占用許可申請書は申請者が作成し、工事開始時期に間に合うよう、事前に道路管理者に提出する。

イ 道路使用許可申請書は施工者が作成し、所轄警察署へ提出する。

ウ 提出から許可までの日数については、概ね次のとおりである。

市道	14日	国道	14日
道道	30日	警察	5日

② その他

工事の着工は、道路管理者の許可を受けた後、施工すること。

また、工事の施工期間中は歩行者および車輛の通行に支障がないよう十分な措置を講ずること。

1 2. 排水設備工事竣工図書等の閲覧の取扱

(1) 目的

排水設備工事に係わる竣工図書等の適正な管理を行うため、現行保管している竣工図書等の管理のほか閲覧方法、複写に関する取扱を定める。

(2) 情報公開の基本

- ① 竣工図書の情報公開は、「個人情報保護法」、「函館市情報公開条例」および「函館市個人情報保護条例」による。
- ② 排水設備工事に伴い所有者等から請求があった場合、または地下埋設工事等で現場確認のために資料が必要になった場合とする。

(3) 対象図書の名称

- ① 排水設備工事台帳
- ② 下水道工事竣工箇所平面図台帳：1 / 5 0 0 および路線別竣工図
- ③ 分流改造工事施工図台帳

(4) 対象図書の閲覧の基準

- ① 閲覧を請求する者は、請求場所1箇所ごとに別紙16の「閲覧申込書」に関係事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 閲覧場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とする。
- ③ 閲覧の内容により、別の閲覧場所を指示することがある。
- ④ 閲覧する場合は、担当者が立ち会うものとし、水道局外への持ち出しを認めない。

(5) 対象図書の複写の基準

- ① 複写の交付を受ける者は、請求場所1箇所ごとに「閲覧申込書」に関係事項を記入し、対象図書を管理する受付担当係に提出する。
- ② 交付を受ける場所は、「閲覧申込書」を提出した受付窓口とし、複写の部数は一部とする。
- ③ 排水設備工事台帳および分流改造工事施工図台帳については、請求人が当該排水設備の所有者または使用者もしくは工事関係者で所有者等の代理の者である場合は、台帳の写しの交付を受けることができる。
- ④ 排水設備計画確認申請書の複写は、原則として認めない。
- ⑤ 下水道工事竣工箇所平面図台帳の複写については、排水設備工事等の関係者が、写しの交付を受けることができる。
- ⑥ その他の工事業者の請求で、公共下水道管の事故防止上必要と認めた場合は、関係箇所の写しの交付をすることができる。

(6) 閲覧および複写の留意事項

閲覧および複写に関しては、下記の事項を遵守し、窓口担当者の指示に従うこととする。

- ① 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求めたときは、これに応じること。
- ② 閲覧および複写において得た個人情報（特定の個人が識別できる住所および氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの

保護ならびに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をすること。

- ③ 閲覧および複写により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。
- ④ 閲覧および複写を基に作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、利用目的の達成後においては、不必要となった書面は、速やかに廃棄すること。

(7) その他

- ① 各種図面は、町の形態等と整合がとれない部分もあり、経年管については、竣工図不明により、閲覧できないものもあることに留意すること。

排水設備を設置して公共下水道（終末処理場を設置しているものまたは終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）に排除する下水の水量

- (7) 排水設備を設置しないで公共用水域に下水の排除を開始する予定年月日
- (8) 排水設備を設置しないで公共用水域に排除する下水の水質測定の結果または当該下水の予定水質（前号に規定する日前に水質測定を行うことができない場合に限る。）

2 前項第8号の水質測定については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 水質の測定は、次に掲げる下水の区分に応じ、別表に定める測定しなければならない項目について、同表に定める検定方法により行わなければならない。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水，河川の水，湖沼の水，地下水，雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉，海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水
ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

- (2) 前号の測定は、申請の日前2箇月の間において、測定日および測定時刻の間隔がそれぞれおおむね均等になるように、全日操業をしている場合にあっては1箇月につき1日当たり9回以上を1日以上の日において、全日操業している場合以外の場合にあっては1箇月につき1日当たり操業時間内に3回以上（このうち3回は、操業開始直後および操業終了直前の時点ならびに操業開始から操業終了までの間のほぼ中間的な時点とする。）を2日以上の日において行うこと。

- (3) 前号の規定による測定の回数および時期については、管理者が下水を排除する工場または事業場の操業の態様からみて前号の規定による測定の回数および時期による必要がないと認めるときは、管理者が別に定める回数および時期によることができる。

- (4) 第1号の測定のための試料は、次号に規定する場合を除くほか、公共用水域（2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠きょ

が設けられている場合にあっては、当該排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。)への排出口ごとに、公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取すること。

- (5) 2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合において、2以上の施設のそれぞれの排出口から当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}に排出される下水が、互いに第1号アからウまでに掲げる区分による同一の区分に属する下水であるときの試料の採取は、前号の規定にかかわらず、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域(公共用水域に至るまでの間に当該排水管または排水渠^{きよ}の下水を異なる区分の下水と合流させるために当該排水管または排水渠^{きよ}が更に接続した排水管または排水渠^{きよ}が設けられている場合にあっては、当該更に接続した排水管または排水渠^{きよ}。以下この号において同じ。)への排出口ごとに、当該2以上の施設の排出口が接続した排水管または排水渠^{きよ}から公共用水域に流入する直前で、公共用水域による影響の及ばない地点で、水深の中層部から採取して行うことができる。

3 第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(許可の基準)

第5条 管理者は、前条の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 下水の水質(前条第1項第8号に規定する予定水質を含む。)が前条第2項第1号ア、イまたはウに掲げる下水の区分に応じ、それぞれ別表に定める測定しなければならない項目について同表に定める基準値を満たすものであり、かつ、その水質が将来にわたって確保できる保証が得られること。
- (2) 排水設備を設置しないで公共用水域に直接下水を排除することが合理的であること。
- (3) 排除しようとする下水がし尿に関するものでないこと。

(許可証の交付)

第6条 管理者は、第4条の申請があった場合において、許可をすることと決定したときは、別記第2号様式の許可証を当該申請をした者に交付するものとする。

(変更の許可)

第7条 許可済者は、許可に係る排水設備を設置しないで下水を排除する公共用水域または第4条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第3号様式の申請書により管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第8条 許可済者は、第4条第1項第1号に掲げる事項または同項第2号に掲げる事項(工場または事業場の名称に限る。)に変更があったときは、遅滞なく、別記第4号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第9条 許可済者は、許可下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、別記第5号様式の届出書により管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 管理者は、許可済者が、許可に付した条件に違反したとき、または偽りその他不正な手段により許可を受けたときは、法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずるものとする。

(関係機関との調整)

第11条 管理者は、許可をしようとするときは、関係機関と密接な調整を行わなければならない。

別表（第4条、第5条関係）

項 目	基 準 値		検 定 方 法
	函 館 湾 処 理 区 域	南 処 理 区 域	
1 水素イオン濃度 (pH)	水素指数5.8以上8.6以下	水素指数5.8以上8.6以下	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 ^{厚生省建設省} 令第1号。以下「省令」という。）第8条第1号に規定する方法
2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	15以下	15以下	省令第8条第2号に規定する方法
3 浮遊物質 (SS)	40以下	40以下	省令第8条第3号に規定する方法
4 大腸菌群数	3,000個/cm ³ 以下	3,000個/cm ³ 以下	省令第6条に規定する方法
5 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.1以下	省令第8条第9号に規定する方法
6 シアン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第10号に規定する方法
7 有機リン化合物	検出されないこと。	1以下	省令第8条第11号に規定する方法
8 鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第12号に規定する方法
9 六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	省令第8条第13号に規定する方法
10 砒素及びその化合物	0.05以下	0.1以下	省令第8条第14号に規定する方法
11 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005以下	0.005以下	省令第8条第15号に規定する方法
12 アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。	省令第8条第16号に規定する方法
13 ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	省令第8条第17号に規定する方法
14 トリクロロエチレン	0.3以下	0.3以下	省令第8条第18号に規定する方法
15 テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第19号に規定する方法
16 ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第20号に規定する方法
17 四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	省令第8条第21号に規定する方法
18 1,2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	省令第8条第22号に規定する方法
19 1,1-ジクロロエチレン	0.2以下	0.2以下	省令第8条第23号に規定する方法
20 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	省令第8条第24号に規定する方法
21 1,1,1-トリクロロエタン	3以下	3以下	省令第8条第25号に規定する方法
22 1,1,2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	省令第8条第26号に規定する方法
23 1,3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	省令第8条第27号に規定する方法
24 チウラム	0.06以下	0.06以下	省令第8条第28号に規定する方法
25 シマジン	0.03以下	0.03以下	省令第8条第29号に規定する方法
26 チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	省令第8条第30号に規定する方法
27 ベンゼン	0.1以下	0.1以下	省令第8条第31号に規定する方法
28 セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	省令第8条第32号に規定する方法
29 ほう素及びその化合物	230 (海域以外10)以下	230 (海域以外10)以下	省令第8条第33号に規定する方法
30 ふっ素及びその化合物	15 (海域以外8)以下	15 (海域以外8)以下	省令第8条第34号に規定する方法
31 フェノール類	5以下	5以下	省令第8条第35号に規定する方法
32 銅及びその化合物	3以下	3以下	省令第8条第36号に規定する方法
33 亜鉛及びその化合物	5以下	5以下	省令第8条第37号に規定する方法
34 鉄及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第38号に規定する方法
35 マンガン及びその化合物 (溶解性)	10以下	10以下	省令第8条第39号に規定する方法
36 クロム及びその化合物	2以下	2以下	省令第8条第40号に規定する方法
37 ダイオキシシン類	10 pg/l以下	10 pg/l以下	省令第8条第41号に規定する方法
38 化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均値120)以下	160 (日間平均値120)以下	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「検定方法」という。）第30号に規定する方法
39 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	100以下 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量)	検定方法第27号に規定する方法
40 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(1) 鉱油類含有量 5以下 (2) 動植物油脂類含有量 30以下	5以下 30以下	省令第8条第6号に規定する方法
41 窒素含有量	120 (日間平均値60)以下		省令第8条第7号に規定する方法
42 磷含有量	16 (日間平均値8)以下		省令第8条第8号に規定する方法

備 考

- この表に掲げる基準値の単位は、水素イオン濃度 (pH)、大腸菌群数およびダイオキシシン類以外の項目については、mg/lとする。
- 「検出されないこと。」とは、検定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 測定しなければならない項目のうち、管理者が下水を排除する工場または事業場の属する業種からみて測定を省略させることができる項目として認める項目があるときは、当該項目については、測定を要しない。

別記第1号様式（第4条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長 様

住所 （法人にあっては、
主たる事務所の
所在地）
申請者 氏名 （法人にあっては、
名称および代表
者の氏名）
電話番号

印

下水道法第10条第1項ただし書の規定に基づく許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙 図面 の と お り
4	下水の種類	ア イ ウ (下水の名称：)
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除開始予定年月日	年 月 日
8	水質測定結果	別紙の分析機関による計量(分析)証明書のとおり

注 4の下水の種類欄は、許可を受けようとする下水について、次のアからウまでに掲げるいずれか1つの該当する記号を○で囲み、その下水の名称を記入すること。

ア 冷却用水またはこれに類する水道水、河川の水、湖沼の水、地下水、雨水等の淡水に近い下水

イ 温泉、海水またはこれらに類する淡水以外の天然水に近い下水

ウ アおよびイに掲げる下水以外の下水

【取扱二】

別記第2号様式（第6条関係）

排水設備設置義務免除許可証

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

項ただし、年 月 日付けで申請のあった下水道法第10条第1項は、次のとおり許可します。

1	工場または事業場の名称	
2	工場または事業場の所在地	
3	下水の排出口の位置	別紙 図面のとおりに
4	下水の種類	(下水の名称：)
5	公共用水域の名称	
6	下水の水量	(1) 公共用水域 $m^3/日$ (2) 公共下水道 $m^3/日$
7	排除の開始を許可する期日	年 月 日
8	<p>許可の条件</p> <p>(1) 許可に係る排出口以外から公共用水域に下水を排除しないこと。</p> <p>(2) 公共用水域または下水の水量を変更しようとするときは、公営企業管理者の許可を受けること。</p> <p>(3) 許可を受けた者の氏名もしくは住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名）もしくは主たる事務所の所在地または電話番号に変更があったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(4) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、遅滞なく、公営企業管理者に届け出ること。</p> <p>(5) 許可に係る下水を公共用水域に排除しなくなったときは、この許可は、その効力を失うものであること。</p> <p>(6) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、許可に係る下水の水質および工場または事業場における施設の維持管理状況について報告を求めたときは、これに応じること。</p> <p>(7) 公営企業管理者が許可に係る事務の適正な執行を図るため、その職員に検査を行う職員としての身分を示す証明書を携帯させ、関係者の請求があったときはこれを提示させることとしたうえで、許可に係る工場または事業場に立ち入り、許可に係る下水その他の物件を検査させることを求めたときは、これに応じること。</p> <p>(8) その他管理者が許可に係る事務を行うため必要と認める条件</p>	
9	<p>その他の</p> <p>許可の条件に違反したとき、または偽りその他の不正な手段により許可を受けたときは、下水道法第38条の規定に基づき、許可を取り消し、もしくは許可の条件を変更し、または行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることがあります。</p>	

【取扱三】

第5部 申請書等の様式と記入例

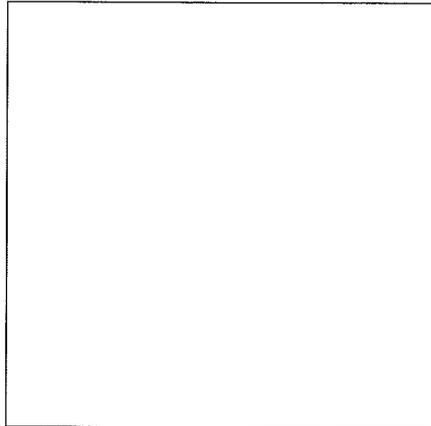
別紙	1	排水設備計画確認申請書	8 1
別紙	2	排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙	3	排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙	4	排水設備工事図面	8 4
別紙	5	排水設備計画確認通知書	8 5
別紙	6	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	8 6
別紙	7	排水設備工事完成届書	8 7
別紙	8	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	8 8
別紙	9	排水設備工事検査表	8 9
別紙	10-1	工事写真（1）	9 0
別紙	10-2	工事写真（2）	9 1
別紙	11	委任状	9 2
別紙	12	水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 3
別紙	13	貸付資金検査回付一覧表	9 4
別紙	14	排水設備検査済書	9 5
別紙	15	取り止め届	9 6
別紙	16	閲覧申込書	9 7

工事写真(1)

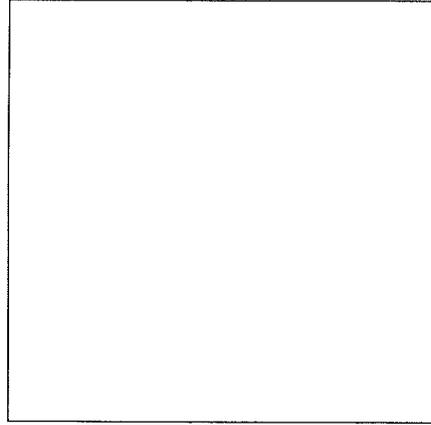
別紙10-1

水洗便所改造工事写真

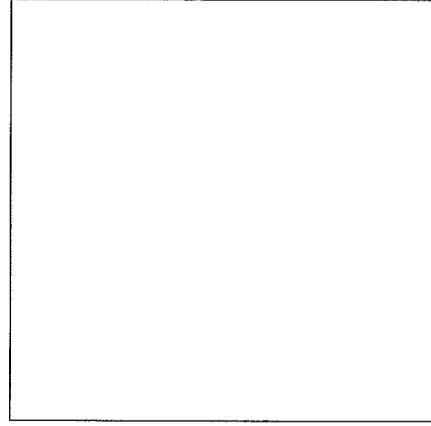
改造前(トイ内部)



改造後(トイ内部)



床下給水状況



工 事 名	水洗便所改造工事
施 行 場 所	函館市 町 丁目 番 号
申 請 者 名	
施 行 業 者	

閲 覧 申 込 書

年 月 日

請求者	氏 名		電 話		
	会 社 名	(法人・個人)			
	住 所				
給水装置および排水設備台帳	設 置 場 所	函館市 町 丁目 番地 号			
	利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 新設・改造・撤去・仮設工事給水等申請調査 <input type="checkbox"/> 既設配水管及び給水管の配管状況調査 <input type="checkbox"/> 新設・改造工事等排水設備申請調査 (個人) <input type="checkbox"/> 既設排水管の布設状況調査 <input type="checkbox"/> 既設下水道本管の布設状況調査 (公共下水道管) <input type="checkbox"/> その他 ※ 利用目的の□に✓を記入すること。			
	閲 覧 項 目	<input type="checkbox"/> 給水装置 (個人) <input type="checkbox"/> 給水管 <input type="checkbox"/> 配水管 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人) <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) ※ 閲覧する項目の□に✓を記入すること。			
複写申込	複 写 申 込	有り 無し (どちらかに○)			
	複 写 資 料	<input type="checkbox"/> 管路図 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 給水装置 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> 排水設備 (個人竣工図) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 枚数 枚 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <input type="checkbox"/> 下水道本管 (公共下水道管) 枚数 枚 <input type="checkbox"/> その他 (分流改造工事図面等) 枚数 枚 ※ 必要とする複写資料に□に✓を記入すること。			

閲覧に関しては、下記の留意事項を遵守し、窓口担当者の指示に従ってください。

- 1 利用目的を確認できる資料（工事契約書の写し、見積依頼書等）の提示を求める場合があります。
- 2 閲覧において得た個人の情報（特定の個人が識別できる住所及び氏名などのほか、家屋の間取り、利害関係事項等）は、個人のプライバシーの保護並びに基本的人権を侵害することのないよう、十分な配慮をして下さい。
- 3 閲覧により知り得た事項は、使用目的以外には絶対に使用しないこと。また、閲覧等に基づいて作成した書面等は、他に漏れることのないよう管理し、給水装置申込書等の目的達成後においては、不必要となった書面は焼却等の方法により速やかに廃棄して下さい。

【取扱】

水道局確認欄
担当職員

水道局確認欄
担当職員

